Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

Kodak Gray Scale

C Y M

© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

注　意

○　帯出期限は15日です。

○　この図書の返納日は日限票を見るとわかります。

○　一回に3冊まで帯出出来ます。

○　帯出証を、このポケットへいれておくと便利でしょう。

最高裁判所図書館

最高裁判所図書館
000126210

富井博士民法講義目錄（二回ノ分）

昭和四十三年九月

目次

第一款 總論 1—3

第二款 期日 3—9

第三款 日本法 （總則 債權） 9—49

物權法講義

緒言 50—55

第一編 總論

第一章 物權ノ本質 54—57

第二章 物權ノ要素 58—65

第一節 物權ノ主体 58—59

第二節 物權ノ目的 59—64

第三章 物權ノ效力 65—68

第四章 物權ノ種類 69—72

第五章 物權ノ得喪

第一節 總論 73—79

第二節 取得時效ニ關シ 80—

第一款 通則 80—86

第二款 所有權ニ物權 86—88

第三款 動產ニ物權 89—90

第三節 物權ノ保護

（總論部終了）

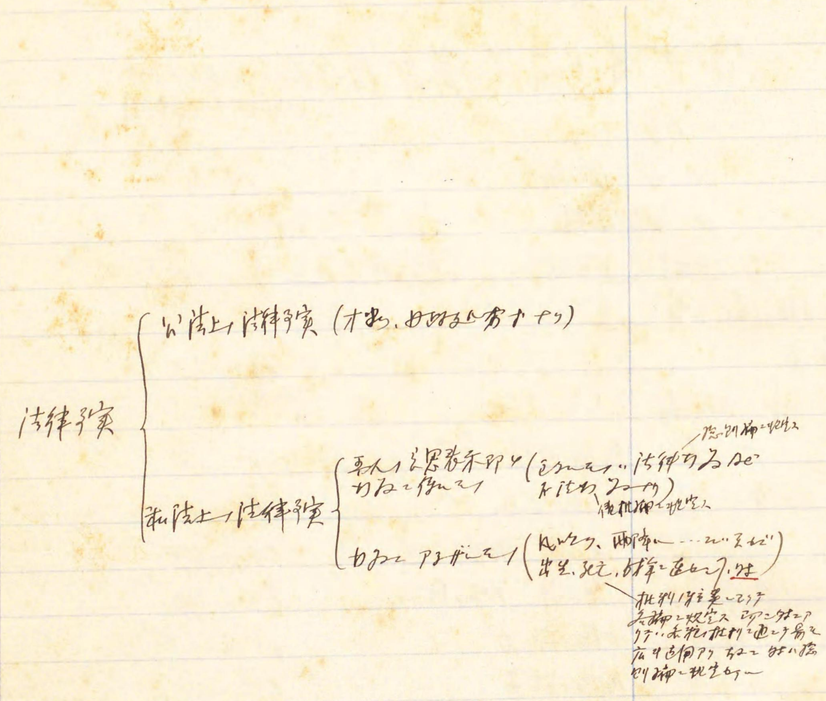
法律行爲
公法上ノ法律行爲（才略、如何ナル方ナリヤ）
私法上ノ法律行爲
人ノ意思表示ヲ要素トシテ成立ス（例ヘバ、法律行爲ニ於テハ、之ニ反シ、不法行爲ニ於テハ、之ニ反シ、他人ノ權利ヲ侵害スル意思ヲ要素トシテ成立ス）
違法行爲ニ基ク權利ノ得喪ニ關スル
權利ノ得喪ニ關スル
（

債権債務ノアリ　お客ニ相ハル限ハ対応ノ面ハ多ク生ズル事ハ　お客債務ノ発生ニ対シ　ソノ効ノ消滅ノ発生ニ対シ　各種ノ発生セリ　是ハ一ツ切ハ切ルガ　法律学ニテ　各種ノ性質ノ面ヲ見テ　其ノ何用ヲ有スルモノアリ　従テ民法ノ範囲ニ含マルモノアリ　即チ時ナリトス。　時ノ欠ハ二ツアリ　一ツハ例ヘバ何月何日ニアル　ヲリナスベシトイフ如キ　ヒ方スベカラザル一定ノ時ノ形ヲトル場合トシテ　之ヲ期日ト称ス。　他ノ一ツハ　ある時期ヨリ他ノ時期ニ至ル　マデノ限定セル期間ヲ指ス　之ヲ期間トイフ。　然シ期日トモ期間トイフ時ノモノガ性質ノ得喪変更ヲ来スモノニアラズ　例ヘバ他ノ事実ガ要件トシテ　ソノ効果ヲ生ズル　例ヘバ一定ノ期日ニ　ヨ押ヲナセバ　一定ノ期間内ニ性質ヲ有効ニ表ハスコトカ　ある場合　他ノ消極的、積極的ノ要件ガ　ソノ効果トス　故ニ時ソノ法律ノ法律学上デ　法律学ノ内容ヲナス二部ヨリ。

民法ハ期日ニ執ル　例ヘバ　ある事ガ生ズル期日ガ　期限ト限リナガ　休日ニ　ガ行ハズ　ヨカラトイフ如キコトニ執ル　規定セリ　又或ハ一ツ免責ノ方法ニ　民法ハ法律ノ為ノ期ニ期日ヲ定ム。　之期日ハ一ツ定ガ法律ノ目的ヲ達スル性質ノ強要ヲ来ス　一ツノ要件ノ目安ヲ規定ス　即チ時効ナリ。　故ニ之ハ法典ノ順序ニ従ヘ　二ツノ部ヲ設ケタリ。

第二款　期間

I. 汎論
II. 期間の計算法

第一項　汎論

期間が一定の事実と連結することにより権利の取得喪失変更状態に影響を及ぼす或は一定の期間内又は一定の期間経過すれば権利の使用が場合により動産の盗に遭ひたる所有権の回復を請求し得る期間内に訴を提起しなければ権利の消滅する（193条）又取消権は追認をなし得る時から一定の期間内に之を行ふべし（124条）或は法律行為時より一定の期間を経過せざれば其効力を生ずべしとあり如き期間は法律行為なるより遺言の如きは其効力なり或は一定の期間アーデ変更の状態を続くることにより権利の取得喪失となるより時効の如きは最も重要なるものなり期間の何たるかを定むるに当つて法令、裁判、其他行政上の命令及び法律行為を以て定むべし（138条）。何れの場合に於ても期間一旦定まりたる以上は之を変更することを得ず期間の計算法方如何により計算の仕方により権利の取得上に重大なる結果を来すことあり故に民法は期間を何れの日から何日迄と定むべき場合に於ては即ち期間の計算法を定め期間には繰越期間と時効期間とあり繰越期間とは法律上固定せる期間なり例へば一年と定めたる期間の如き何れの日なるかを確定せざるものを云ふ即ち一年と定めたる期間の如き何れの日なるか確定せざるものなり故に之を不定期間と云ふ之は重要なる結果を権利の得喪に及ぼすことなき場合なり例へば民法の19条の如き免許状の有効期間が定まらざる如きもの600条

1期間に不要期間より言法甲にて多くアリ。

時効期間の務、進行中断、停止等ニ関シテ述ベタルモノアリ民法ハ確定期間ト一ツノ時効期間トニ就テ疑ヲ生ズルコトヲ恐レ時効期間ハ必ズ之ヲ明言シテ即チ確定期間ナルガ一年内ニ行使スルコト雷ニ知ル丈ケナルガ時効期間ナルハ一年内ニ行使セザル時効ニシテ消滅スルトアリ（128条）確定期間ト時効期間ト其ノ法律ニ定メタル期間ニシテ即チ計算法ハコレラ定メルモノニ過ギズ期限ニ就テモ同ジ例ヘバ期限ハ法律ガ或ハ就テ当事者ガ一定ノ期間ヲ定メタルトキ一ケ月後ニ運送ヲセヨトイヘバ一ケ月期限ガアルナリ　之ガ計算法ノ適用ナリトイフベシ。

第二項　期間ノ計算法

期間ハ正分ニ一ツノ一時ノ初ヨリ始マルモノナリ通常ニハ正分ヲ一日ト定メテ即チ年、月、日、週、時ガ即チ如ク時ヲ定メテ之ニ一ツノ方法アリ或ハ一定ノ時日ヲ法規ニシテ之ヲ指定スルコトアリ例ヘバ来月十日マデ明日五年ノ如シ　或ハ之ト異リ時ノ正分ヲ指定シテ之ヲ定メルコトアリ例ヘバ二年五月ノ如シ。期間ノ計算法ヲ定メルニハ主ニシテ後ノ場合ニ在ルナリ。之ガ計算法ニ二種アリ　一ツハ文理的計算法ヲ称シ他ハ暦法的計算法ト称ス　文理的計算法トハ一定ノ日ヲ基ヒトシ即時ヲ始メ一日正分ヲ基定シ以後ノ日数ニ次ニ次ニ計算スル法ナリ　如ハ一月ノ時正分ニ始メ翌ニ分ヲ加ヘテ翌日正分ニシテ計算スルガ如シ　ソレニ反シ暦法的計算法ハ一時ノ初ヨリ始ムルモノニシテ即チ一週ハ七日ト定メ一日ハ二十四時ニ一時ハ六十分ニ分ハ六十秒ニ定メタルガ如シ　例ヘバ二月日ヨリ始メ来ル二月日ニ終ル例ヘバ二十六日午前十一時ヨリ始マリ翌日正午ニ終ル　十月一日午前十一時ヨリ始メテ翌日ニ

之ニ向ツテ因ラトイフノハ其ノ日ノ午前十一時ヲ以テ尚期トス。

暦法的計算法ハ暦ノ定ムル所ニ従ヒテ計算スルモノ即チ一日ヲ時分秒ニ分ケテ アル定ノ点ヨリ一日又ハ望日ヨリ起算シ以テ朔日ヲ計算スルモノ故ニ今一日ノ午前0時ニ始マリ午後十二時ニ終ル此ノ中間ノ時ニ之ヲ起算セズ 今一日トイフノ日ヲ数フルカ数ヘザルカニアリ 此計算法ハ日ヲ以テ朔日ヲ定ムル場合ニテ即チ十日トカ三日トカ云フノ場合ニハ差支ナケレド週又ハ旬ヲ以テ定ムル場合ニハ暦ニ従ヘバ日数ニ換算セズ 即チ週.月又ハ旬ノ数ニテハ計算ニ従テ何月ハ何年ハトイフテ月ニハ大小アリ 年ニハ平閏ノ一数ニシテ中ニ含ムモノハ日数ハ不一ナリ 之カ天然的計算法ト大ニ異ル所ナリ 又暦法的計算法ヲ以テ週.月又ハ旬ヲ以テ朔日ヲ定ムル場合ニハ其週.月.旬ノ中途ニテ朔日ヲ定ムル場合多シ 即チ其週.月又ハ旬ノ中ノ端数ヲ如何ニスルカトイフノ問題ヲ生ズルガ故ニ端数ヲ捨ルカ喜ブカ之ノ問題ナリ 今天然的計算法ト暦法的計算法トノ優劣如何トスルカ 天然的計算法ハ最モ正確ナリ 然レドモ実際ニ用ヰル不便ナリ 物理天文ノ自然科学ハ之ヲ採ルニ可ナレド法律上ハ寧ロ正確ナルノ利ニ便利ヲ有スルガ故ニ 天然的計算法ハ実際用ヰル不便ナリ 即チ正確ナルカ故ニ結果ニ於テハ優レル場合多シ 例ヘバ実際ハ皆新朔ヲ計算スルニ当リテ十年或ハ十五年前ニ遡リ何年何月何日何分ニ月蝕ガ始マリ又ハ惑星ノ位置ガ此状態ガ始マルコトヲ云フテ煩ハシキ解ニシバシバ実ハ明ニ定メ難キガ場合多シ 之ニ対シ暦法ニ於テハ故ニ此計算法ハ今日一般ニ採用サレズ 暦法ヲ採ル 只茲ニ

期日計算法

[I] 天然的計算法 ---- 一般ニ採用セラレズ

[II] 慣習的計算法

(a) 時ヲ以テ期限ヲ定メタル場合 ---- 即チ時ノ起算ス (139)

(b) 日、週、月、年ヲ以テ期限ヲ定メタル場合、

日
- 起算点ヲ定メタルトキ
  - (1) 單純的計算法 ---- 端数ヲ一切ヒラ計算スル法
  - (2) 延長的計算法 ---- 端数ヲ無ク算ル法 (14
- 終了ヲ定メタルトキ
  - (1) 單純的計算法 ---- 期限末日ヲ以テ算ル法
  - (2) 延長的計算法 ---- 期限末日ヲ以テ算ル法

週月年
- 週月年ハ暦ニ従ヒテ定ム (143 I.)
- 週月年ノ端数ハ小ナル期限法律ハ之ヲ算入ス 即チ週月年ハ期ヲ起算セル日ヨリ期限ハ最モ週月年ニ於テ基起算ノ日ニ相当スル日ヲ以テ満了ス (143 II.)

6

最小ノ正分数ニ変ズル

正分数ヲ以テ期限ヲ定メタルトキハ其期限ハ元ノ分数ノ分母ノ時間ニ相当スル時間ヲ以テ期限ヲ定メタルトキハ其期限ハ元ノ分数ノ分母ノ日ニ相当スル日ヲ以テ期限ヲ定メタルトキハ其期限ハ元ノ分数ノ分母ノ週ニ相当スル週ヲ以テ期限ヲ定メタルトキハ其期限ハ元ノ分数ノ分母ノ月ニ相当スル月ヲ以テ期限ヲ定メタルトキハ其期限ハ元ノ分数ノ分母ノ年ニ相当スル年ヲ以テ期限ヲ定メタルトキハ其期限ハ元ノ分数ノ分母ノ世紀ニ相当スル世紀ヲ以テ期限ヲ定メタルトキハ其期限ハ元ノ分数ノ分母ノ千年紀ニ相当スル千年紀ヲ以テ期限ヲ定メタルトキハ其期限ハ元ノ分数ノ分母ノ百万年紀ニ相当スル百万年紀ヲ以テ期限ヲ定メタルトキハ其期限ハ元ノ分数ノ分母ノ千万年紀ニ相当スル千万年紀ヲ以テ期限ヲ定メタルトキハ其期限ハ元ノ分数ノ分母ノ億年紀ニ相当スル億年紀ヲ以テ期限ヲ定メタルトキハ其期限ハ元ノ分数ノ分母ノ兆年紀ニ相当スル兆年紀ヲ以テ期限ヲ定メタルトキハ其期限ハ元ノ分数ノ分母ノ京年紀ニ相当スル京年紀ヲ以テ期限ヲ定メタルトキハ其期限ハ元ノ分数ノ分母ノ垓年紀ニ相当スル垓年紀ヲ以テ期限ヲ定メタルトキハ其期限ハ元ノ分数ノ分母ノ秭年紀ニ相当スル秭年紀ヲ以テ期限ヲ定メタルトキハ其期限ハ元ノ分数ノ分母ノ穣年紀ニ相当スル穣年紀ヲ以テ期限ヲ定メタルトキハ其期限ハ元ノ分数ノ分母ノ溝年紀ニ相当スル溝年紀ヲ以テ期限ヲ定メタルトキハ其期限ハ元ノ分数ノ分母ノ澗年紀ニ相当スル澗年紀ヲ以テ期限ヲ定メタルトキハ其期限ハ元ノ分数ノ分母ノ正年紀ニ相当スル正年紀ヲ以テ期限ヲ定メタルトキハ其期限ハ元ノ分数ノ分母ノ載年紀ニ相当スル載年紀ヲ以テ期限ヲ定メタルトキハ其期限ハ元ノ分数ノ分母ノ極年紀ニ相当スル極年紀ヲ以テ期限ヲ定メタルトキハ其期限ハ元ノ分数ノ分母ノ恒河沙年紀ニ相当スル恒河沙年紀ヲ以テ期限ヲ定メタルトキハ其期限ハ元ノ分数ノ分母ノ阿僧祇年紀ニ相当スル阿僧祇年紀ヲ以テ期限ヲ定メタルトキハ其期限ハ元ノ分数ノ分母ノ那由他年紀ニ相当スル那由他年紀ヲ以テ期限ヲ定メタルトキハ其期限ハ元ノ分数ノ分母ノ不可思議年紀ニ相当スル不可思議年紀ヲ以テ期限ヲ定メタルトキハ其期限ハ元ノ分数ノ分母ノ無量大数年紀ニ相当スル無量大数年紀ヲ以テ期限ヲ定メタルトキハ其期限ハ元ノ分数ノ分母ノ無量大数ノ無量大数年紀ニ相当スル無量大数ノ無量大数年紀ヲ以テ期限ヲ定メタルトキハ其期限ハ元ノ分数ノ分母ノ無量大数ノ無量大数ノ無量大数年紀ニ相当スル無量大数ノ無量大数ノ無量大数年紀ヲ以テ期限ヲ定メタルトキハ其期限ハ元ノ分数ノ分母ノ無量大数ノ無量大数ノ無量大数ノ無量大数年紀ニ相当スル無量大数ノ無量大数ノ無量大数ノ無量大数年紀ヲ以テ期限ヲ定メタルトキハ其期限ハ元ノ分数ノ分母ノ無量大数ノ無量大数ノ無量大数ノ無量大数ノ無量大数年紀ニ相当スル無量大数ノ無量大数ノ無量大数ノ無量大数ノ無量大数年紀ヲ以テ期限ヲ定メタルトキハ其期限ハ元ノ分数ノ分母ノ無量大数ノ無量大数ノ無量大数ノ無量大数ノ無量大数ノ無量大数年紀ニ相当スル無量大数ノ無量大数ノ無量大数ノ無量大数ノ無量大数ノ無量大数年紀ヲ以テ期限ヲ定メタルトキハ其期限ハ元ノ分数ノ分母ノ無量大数ノ無量大数ノ無量大数ノ無量大数ノ無量大数ノ無量大数ノ無量大数年紀ニ相当スル無量大数ノ無量大数ノ無量大数ノ無量大数ノ無量大数ノ無量大数ノ無量大数年紀ヲ以テ期限ヲ定メタルトキハ其期限ハ元ノ分数ノ分母ノ無量大数ノ無量大数ノ無量大数ノ無量大数ノ無量大数ノ無量大数ノ無量大数ノ無量大数年紀ニ相当スル無量大数ノ無量大数ノ無量大数ノ無量大数ノ無量大数ノ無量大数ノ無量大数ノ無量大数年紀ヲ以テ期限ヲ定メタルトキハ其期限ハ元ノ分数ノ分母ノ無量大数ノ無量大数ノ無量大数ノ無量大数ノ無量大数ノ無量大数ノ無量大数ノ無量大数ノ無量大数年紀ニ相当スル無量大数ノ無量大数ノ無量大数ノ無量大数ノ無量大数ノ無量大数ノ無量大数ノ無量大数ノ無量大数年紀ヲ以テ期限ヲ定メタルトキハ其期限ハ元ノ分数ノ分母ノ無量大数ノ無量大数ノ無量大数ノ無量大数ノ無量大数ノ無量大数ノ無量大数ノ無量大数ノ無量大数ノ無量大数年紀ニ相当スル無量大数ノ無量大数ノ無量大数ノ無量大数ノ無量大数ノ無量大数ノ無量大数ノ無量大数ノ無量大数ノ無量大数年紀ヲ以テ期限ヲ定メタルトキハ其期限ハ元ノ分数ノ分母ノ無量大数ノ無量大数ノ無量大数ノ無量大数ノ無量大数ノ無量大数ノ無量大数ノ無量大数ノ無量大数ノ無量大数ノ無量大数年紀ニ相当スル無量大数ノ無量大数ノ無量大数ノ無量大数ノ無量大数ノ無量大数ノ無量大数ノ無量大数ノ無量大数ノ無量大数ノ無量大数年紀ヲ以テ期限ヲ定メタルトキハ其期限ハ元ノ分数ノ分母ノ無量大数ノ無量大数ノ無量大数ノ無量大数ノ無量大数ノ無量大数ノ無量大数ノ無量大数ノ無量大数ノ無量大数ノ無量大数ノ無量大数年紀ニ相当スル無量大数ノ

期日計算法

[I] 天然的計算

[II] 便宜的計算法

(a) 時ノ以下

(b) 日、週、月

日 { 起算 / 満了

週月年 {

6

最小正方形ニ変ズル場合ニ於テハ三時間ヲ

正方形ノ辺ト為シ期日ノ

計算ニ於テハ一時間ヲ

一日ト為シ、翌日ノ計算

ニ於テハ正確ナル計算法

ノ採用セラルル所ナリ、

期日ノ起算ヲ

ハカリ終了スル時

間ヲ以テ

起算日ニ於テハ一日ノ

計算

期日計算法

[I] 天然的計算

[II] 慣習的計算

(a) 時刻

(b) 日、週、月

日 { 起算 / 満了

週月年

[III] 法律的計算

(1) 条件 大体ニ於テハ日ヲ基本トスル

(a. 満了 / b. 満了時刻

(2) 条件 必ズ期日ヲ基本トスル

a. 満了

b. 満了時刻

[IV] 法律的条件ト其ノ効力

○

定ムル、之ハ法律ニ定ム (132)

[V] 期待権 — 条件

6

一ツ到ル一場合アリ 又ハ時ヲ以テ期日ヲ定メタル場合ナリ 三時日ハ
三時日 何時何分ト定メタル時ナリ 此場合ニ最小ノ正分数ニ当タル
運ル 即時ノ起義ニ (139条) 時ヲ長ク正分数ヲ以テ期日ヲ
定メタル時ハ 反対ノ証拠ナキ一般 ソノ差別ヲ設ケタルコトガ為メ明文
ヲ置カザリシナリ 期日ヲ定ムルニ日週月又ハ年ヲ以テシタル場合ニ於テ其
ノ起義点ヲ定ムルニ付当リ ここニ方法アリ 第一ハ端数ヲ切
リシテ計算スルコト、年初十一時ヲ以テ云ヘバソノ日ハ其四時ナリトシテ一日
トシテ計算スル之ヲ暦法的計算法ト云フ 第二ハ端数ヲ省ク 即チ端数ヲ
ハ一ナリ ここヲ近似的計算法ト云フ 端数ヲ省クハ正確ナル計算法
ニアラズシテ実際便宜上ソノ日通常トシテ今日多ク採用セラルル所ナリ
又期日満了時ヲ定ムルニモ方法二ツアリ 一ツハ期日ノ末日ノ終ヲ
以テスル ここヲ暦的的計算法ト称シ 他ハ期日ノ末日ノ経ヲ以テ満了
時トスル ここヲ近似的計算法ト云フ。

之等ニ就テ近似的計算法ヲ採ル以上ハ何ウシテ就テ ここ方法ヲ
採ルヤ 例ヘバ九月廿六日午前十一時ニ何ヲ目的トスル行
為ヲ為サントスル者 十月一日午後十二時ヲ以テ期日満了ノ日トス 但
十曜日ト一致シ両日休ナル場合 例ヘバ午後四時ニ満了ノ日ガ
祭日ニアル十曜日ノ時ハ 翌日十二時ヲ以テ期日ヲ満了スルナリ 然シテソノ満了ノ日ニ於テ
期日ニ当ル者ガ其日ニ反対ノ意思ヲ表示スル場合ニ於テハ 其効力ハ
発生セズ 満了ノ翌日ニ於テ効力ヲ発生ス (第238条) 以上述ベタル起算点ノ例
ハ ここハ 120条ノ 141条ニアリ。

期日ノ末日ガ大祭日、日曜ソノ他休日ニ当ル時ハ如何ト問題ヲ決
ス。 例ヘバ元旦ハ国祭日、日曜ハ官吏ノ休ナリトナシ ソノ日ヲ

期間ニハ実際在ル間ガ一定ニテ債務ノ履行ナガレバ公益ノ
上ニ何等ノ障害ナケレバ消滅時効ニ係ル上ノ結果ヲ生ズルモノトスル
ニテ故ニ別ニ定ムル所ニヨリ時効ノ利益ヲ放棄スルコトガ一方デ
又ハ其日ヲ以テ期間ヲ計算スルコトガ一方デ
大祭日、日曜ニ当リタルトキハ慣習アル部分ニアレバ一般ニ方デ
故ニ唯一日ニシテ実際当リタルガ場合ニ限リ期間ヲ延ブルコトハ妥当
アリ(142) ニハ二ツノ慣習、慣習法ヲ以テ定ムルコトヲ
126条ニ次ノ場合ニ於ケル事実上ノ慣習ヲ云フ
即チ商上ノ慣習ヲ云フ
商外ニテハ休日ト雖モ期間ニ算入ス
只当リタルガ慣習ガ場合ニ限リ延長ス
記レ以テハ大祭日、日曜トイフ日ヲ多ク他方ニ於テハ仲間元日、
盆ニ当リタルガ慣習アリ故ニ民法ニ其他ノ休日ト書ケバ
期間ニ算入セザルニヨリ当リタルガ場合ニ於テ22才ニ成ラントスル
ニテ一方ニ於テ其慣習有ルコトガ142条ニ適用スベキカト解ス、
期間ヲ定ムルニ日ヲ以テスル場合ニ於テハ前ニ説明シタル140条、
142条ノ規定ニ従ヒ其日数ニヨリ計算ヲ為ス外ニ
実際行ハレル煩雑ヲ生ズ例ヘバ七日、四日ト最ハ翌日ヨリ起算シテ七日目ニ四日目ノ
終リニ満了スルコトニシテ計算法ハ極メテ簡単ナリ
24時間ニ暦法的計算法ニ一日トシテ
天然的計算法ト称シ差異ヲ生ズ
之ニ反シテ週、月ニ年ヲ以テ期間ヲ定メタル場合ニハ
暦法的計算法ニ一日ニ執テ結果ニ差異ヲ生ズ
此点ニ於テハ古来商人ノ主張ハ一方ニアラズトモ
近世ニ到リテ一般ニ暦法的計算法ヲトルニ
即チ期間ヲ日数ニ換算セズ
週、月ニ年数ニヨリ計算スルニ
コレハ正確ニ非レドモ実際上便利ナルガ為ニ
又当事者ノ意思ニ適合スルニヨリ当リタルガ慣習ト一般ニ行ハルルニ
故ニ民法ハ一般ノ例ヲトリ(暦法的)24時計算法ニ従ヒタリ(143条)

故に月の大小又は第一日目が計算上に何等影響を及ぼすことなし
九八月を一日とする三十一日の月を一日とす 例へば一月一日から二月五日迄
と七月一日から二月五日迄とを比較すると共に一日を一日とするだけを除外
上に於ては等しく二月間と見る事。
今設例に場合例へば週月又は一年を以て基礎とせる場合に於ては基礎
月又は年の始めの起算に場合に実際計算上に何等の困難を生ずることなし
然るに場合に於ては少なく最も多く場合に於ては少なくとも起
算に場合 例へば今九月九日から 八月間とか三年間とか
九月とか三年とか 九月とか三年とか 場合に常に端数を生
ず 端数を如何にするかは決せざる一方法 6場合端数に常に
僅かなるに過ぎず 寧ろ大なる方 ~~故に使用人の端数を期日算入に誤~~
~~を生ずる 即ち出産の起算日から順次週月又は年を数へ最後週~~
~~月又は年の中に於て 次の起算日が満了に前日を以て期日満了とする(14条~~
~~第II.)~~ 即ち期日の前日が前述の如く通常に年又は月の翌日から
起算し 期日満了とする 次の満了日は前一日の翌日から起算して満
了する週月又は年に於て次の起算日が来たる前日を以て期日満
了とする 例へば今本月末日を以て満了する時 四月末日から
起算し来週に来たる前日 四月末日の前日 本月末日を以て期日
満了とする 2月九日から一年とすれば計算法による 翌年九日
から一年とすれば 翌年の人月九日の最終時に基期日満了する。
故に前述の如く月の大小及び第一日目の月又は年を以て基礎とする
場合に於ては最初の日を除外する 例へば一月一日から起算して
一年とする場合に二月一日を除外し 2月29日から起算して

一ケ月トスル場合ニモ適当ナレド　カヽル場合ニハソノ最後ノ月ノ生日ハ
ソノ場合ニハ(143.II)　ソレ一般ニカヽル方ノ慣習ヨリ主法例ノ規定ニ対シテ
別ノ法ヲ適用スルコトナレド　使用シトヽ等ナリ。
期間ニ関スル規定ヲ設ケテ暗ニ一言自然人ノ計算法ヲ述ベル。
コノ期間アルモ　然レドモ他ニ法ナシ　即チ時間ニ於ケル大小ノ
異ルコトハナク　私法上ニオケル権利能力ニハ大差ナケレド　行為能力ニ於
ケル差異ハ　如ク一般ノ法ニ於ケル成年ニハ　成年者トナルカ成年者トナラザルカトスル差異ノ
如クコトハ民法上甚タシキ差異ヲ一般ニ　日本ニオケル旧法ニ於ケル
法律上ノ能力ハ　即チ出生ノ日ノ起算ニシテハナラズ　是ハ出生ノ
時法上ノ期日計算法ト異リテ出生ノ翌日ノ起算トガ一ナリ　従前ノ規則ノ
如ク整理シテ　言ヲ俗ニ言ヘバ出生ノ日ノ月ヲ以テ計算シテハナラザル。

第三款　時部.

これ所謂時部と市賊時部トノ二つハソノ性質及ビ部果ヲ異ニスルモノヲ二つニ共通ノ性質ガ基ヅクコトヲ知リ、和漢ノ経典ニ従ヒテ此ノ款ヲ三項ニ分ツ.

I. 総論.
II. 所謂時部.
III. 市賊時部.

時部総論.

第一項　総論.

此項ヲ便宜上細目ニ分ツ.

(第一目). 時部ノ性質.

時部トハ一定ノ動作ヲ実ニ其ノ状態ノ継続ニ基ク推移ノ目的ヲ果ス為ニ対象ヲ実ヲ云フ、今此定義ヲ分析シバ時部ニハ(第一)ニ時ノ経過ヲ要件トス 多少長キ時日ノ経過ニ伴ヒ時部ノ相応ノ結果ヲ伴フ 和ノ例ハ最良ノ192条ノ場合 即チ一条件ノ下ニ他人ノ動産ヲ盗ミ取ルニ当リ即チ一ノ動産ノ所有権ヲ取ル これ所謂時部ニシテ例ハ和ノ場合ハ盗ヲ時部ノ事ノ性質ニ即チ一和ノ場合ニハ所謂時部トシテ定ム 即チ盗ノ動ノ継続ニ基ク盗ハ即チ時部トシテ之ニ基ク盗ハ最良ノ継続ニ基ク盗ヲ指ス 即チ一定ノ時日ノ継続ヲ要ス 即チ一定ノ時日ノ継続ヲ要ス 故ニ時部ハ一部果ニシテ時部ニシテ、

第二)ニ時部ニ必要ナル事実ハ一定ノ状態ガ継続シテ行ハレタルコトヲ云フ これ二ツノ実質ノ状態ニ行ハレ所謂時部ニ於テハ常ニ一定ノ推移ノ目的ヲ果ス為ニ一定ノ動作ヲ他人ノ所有物ヲ奪ヒ他人ノ所有物ヲ奪ヒ取リ所有権ヲ取ルコトハナシ 之市賊時部ニ於テハ必ラズ一定ノ状態

[illegible]ノ不方便ナリ 例ヘバ僧推ノ方便ナリシ事ハ[illegible]
[illegible]ノ僧推ノ方便ナリシ[illegible]ノ僧推ノ方便ナリシ[illegible]
[illegible]ノ推動ノ[illegible]ノ時部ノ推動[illegible]ノ[illegible]
[illegible]ノ時部ノ推動ノ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]
[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]

消滅時效の改革

為ことを得ざりしなり　故に独民法の如き所謂時効の効力を
極端に限定す　是民法が広く権利の行使を認めたるに反し古代法は
効果の点より導き出すべき一定の結果を指示すと解す　故に一つの権利
の行使は故意かを問ふ所にあらず　学説彙纂に曰く古代法
は古代人の法なり　地役権は役権なり役権の行使は法律
に基く　故に之を導き出すべき古代の規定を準用す
べしと（205条）而して役権に就ては導き出すべきものなり（207
条）此の点は一般の時効と異なる所なり　民法が広く権利
の行使を認めたるに反し古代は一定の時効の適用あるものとす（16頁）
要するに法問題として確定すべき点なり　独民法の解釈上疑を
存し　サレバこの所謂時効を消滅時効と変更し権利の行使に限定すべ
きものなり　少くとも物権は債権に適用すべきに非ず
故に消滅時効は債権のみに適用あり（167条以下参照）
故に先に示す時効の推定の基礎一般論なりとなすべし　民法の説
は正しきなり　然れども実体法の消滅時効の範囲なりとなすは誤
解なり　蓋し訴権の消滅時効の範囲を限定するの必要あるを
認めたるに過ぎず　故に古代の法律範囲を脱せざるの必要あるを
認めたるに過ぎず　故に少くとも物権は債権と区別すべきものなり

消滅時効は債権のみに適用あり、

消滅時効の期は以前行使の目的たる権利なりしも、消滅すべき期間
経過すれば一つの抗辯を与えたるなり　例へば債権に就ては債権
者が時効の期間債権を行使せざりしが債権が消滅したるなり　かゝる結果を
来すべき者なるなり　少量なれば　吾人の推定を行使せざるに経過せざれば

一ツ法律に整ヲ保護セザルカザル秩序を乱ス 債権ノ消滅ヲ知ル
ヲ期シ如ク章ヲ設ケタルモノデ 本書ノ考ヘ方ヲ論ズルニ 債権ノ消滅ハ
ル 抗弁権ヲ ソレ故ニ時効期間ヲ経過シタルトキ 債権ノ消滅セズ
ニ債務者ハ之ヲ時効ヲ援用スルヲ要ス 即チ法律ニ定メラレタル抗弁
権ヲ利用スルヲ言ヒ 債権ガ消滅シタト同一ノ結果ヲモタラス故ニ時
効期間ヲ過ギタル者 債務者ハ抗弁ヲナカト欲セズ 之ヲ望マシカ
レ 確ガ証文ハアリ 弁済シタルモノ弁済ニ接セ ソレヲ弁済ト見
ナスコトハ出ナケレ 是既ニ云ヘル時効ノ期間期間経過アリタル 主ハ
実体権ヲ消滅ス 若シ者ハ援用ヲ保ゼントスルヲ 多数ニ基ク場合
ハ問題ナシ 但一旦時効ノ利益ヲ放棄シ ナカラ通ル道ヲ説ク者ハ
ザルカ故ニ 2時効期間ノ過ギタルヲ知ラズシテ 弁済ヲナシタル場合
ハソノ弁済ヲ 債権者ニ対シテ 有効ナルヤ 如キ結果ハ 法律
ノ本因ヲ利益ヲ与ヘル故 不当ナリト謂ハザル 反対ナリ
ノ論ナリ 是ノ如キ結果ハ 時効ノ性質ト 衝突ガ生ズルヲ
時効ハ 制度ノ 今日ノ英仏独ノ動ク 何レノ法律ニ於テモ 消滅
性ニ基ク 抗弁ヲ作ル 一致ト信ズ 経済ノ活潑ガ強ク 多数ノ者ガ
消滅スル場合 アルトカ 如キ特ニ 問題ヲ要シ 故ニ民法ノ如ク
消滅性ニ基ク 抗弁トシテ 認ム者ハ 消滅性ニ 債権的ト 物
権的トアリ 例ヘバ 債務ノ 履行ヲ求ル場合 如キハ 債権的ノ
消滅性ガ 所有権ヲ 取戻スニハ 物権上ノ 消滅性ナリ カヽル如キ 物権
的消滅性ニ 適用ガ 如ク 故ニ民法ニ 消滅時効ハ 取得時効ト異リテ 債権的
効ニ 限定ス 是民法ニ 時効ノ 消滅時効ノ 性質 沿革 ニ 鑑ミ 主債務ノ
ニ 実体性ノ 法ニ 消滅ニ 一致ナラザル ガ 如キ ヲ 考ヘ 発ニ 書ニ 見ル

何トカ解釈ノ仕方ナリカト考ヘラレド　必ズシモ仕方ナシ　条文ニ　数ノ如キ掲ゲタル
ハ　ソノ他ニ過ギズ。民法ニカノ如キ法律ガ一定ノ解釈ヲ採ルカ故ニ学説上
充分ニ説明シ得ル困難ナル場合（規定）アリ　例ヘバ　16条ノ如シ　書ハ日ノ代用
ハ妻部ノ財産ガ之ヲ援用シテ弁済シタル時ハ　債権者ニテアリタルトキ　アリ
妻部ノ財産ガ之ヲ援用セズトモ夫ノ財産ヲ以テ弁済シタル時ハ　債権者ノ利益
ヲモ考ヘテ　妻ノ負ガ思ヘ。　オ判官ガ世ニ妻部　妻部ノ財産ヲ援用シテ弁済
シ　ソレヲ理由トシテ　オ判ニ一ツヲ決ガ　ト　ノ規定ハ　財産ノ援用ヲ必要ト
ハ　ヒ　オリ　ニ　オ判官ハ　ノ解釈ノ規定ハ　強ル意思ヲ　ノ法ガ　仕方ナリ　故ニ
然ルニ民法ニ　ノ解釈ノ規定ハ　是民法ノ妻部ハ　ヲ　ノ財産ノ援用ヲ必要トセズ
ト　ノ規定ハ　ノ規定ヲ　ノ法ガ　ソノ意ヲ　ノ規定ハ　予想ト異ル　従テ　ノ規定ハ　ノ法
ニ之ヲ解釈シテ　ノ如カ　違フ。　要ニ一ツニ　オ判官ノ解釈ヲ　制限シ
ノ規定ハ　ト　ニ　ノ如シ　若シ　奇ナル結果ヲ生ズ　ヲ　ノ上ニ　ハ　ト　ノ
作ル　ノ　オ判官ノ　ノ　オ判官ハ　ノ如キ　見ル　オ判官ガ　ノ
結果ナリ　ノ　見ル　ノ　ノ　ノ　ノ　ノ　ノ　ノ　ノ
ノ　ノ　ノ　ノ　ノ　ノ　ノ　ノ　ノ　ノ　ノ　ノ　ノ　ノ　ノ　ノ
ノ　ノ　ノ　ノ　ノ　ノ　ノ　ノ　ノ　ノ　ノ　ノ　ノ　ノ　ノ　ノ
ノ　ノ　ノ　ノ　ノ　ノ　ノ　ノ　ノ　ノ　ノ　ノ　ノ　ノ　ノ　ノ

(第二回) 時節ノ基本

時節ノ網方ニ永続シ安定ノ状態ヲ保持スル必要ニ基ク初メ紹介ガ故障ヲ他人ノ物ヲ所有シテヰルコトハ他人ノ所有権ヲ侵スコトデアルケレモ之権利ヲ侵害スルモノ多シ一者ハ之権利ヲ直接スルモノアルガ為メトナスコトハ是人ノ法律上ノ保護ヲ与フル必要ガアルガ為メナリ之時代ハ法律ガ強ク社会ヲ統一シテナホ之ヲ取扱ヒスル一ツノ事実セザルガ為メニ殺害セズ之秩序ハ法律ニ之ヲ保護シ他人ガ之ヲ犯スガ為メニ殺害セズ若シ法律上ニ於テハ之状態ヲ事実ニ於テ遠古過去ニ遡リテ権利ヲ与フルトセバ指導権ニ之ヲ与ヘルト云ヘリ例ヘバ多年間他人ノ所有物ト信ジテアリシモノ所有人ト称シ他人ニ之所有権ヲ回復セントスルガ如キトスルガ一方ニ於テハ之法律上ノ保護ヲ与ヘルモノ

かゝる場合ニ於テハ所有権ノ紛争ハ二ツハコレヲ設ケルモ多ク場合ニ因リテハ如何トスルカ之ニハ以前ニ述ベタ事実ノ遵守ト何者ニ正当ノ権利ヲ与ヘルカトスル問題ニ帰スルモノトナスコトハ前者ト之ノ前者ヲ区別スルガ為メニ之ヲ時効ト称シ法律ニ就テ用ヒルモノナリ 他人ノ物ヲ永久ニ使用シ所有者ヲ保有スルガ為メニ必ラズシモ多年ノ時効ニ相当スル者ヲ保有スルガ為メニ之ヲ露ハスナラバ之ヲ知レデ かゝる場合ニハ之ノ権利ガ法律ニ之ヲ定メタル通リ法律ニ於テハ之ハ定メタル通リ法律ニ於テハ之ハ定メタル通リ法律ニ於テハ之ハ

BGB. 225.

Die Verjährung kann durch Rechtsgeschäft weder ausgeschlossen noch erschwert werden. Erleichterung der Verjährung, insbesondere Abkürzung der Verjährungsfrist, ist zulässig.

アルガ一つトシテ権利ニアラザル者カ権利者ナルカ如キ誤認ヲシテ其権利ヲ侵害セザルカギリ法律カ権利ノ譲渡ニアラサルカ相続カ他人ニ対スル一般的ノモノニ過ギサルトキハ法律ハ常ニ動産ノ占有ヲ正権ト認ムルカラニ書面上公示アルコトヲ動産ニ適用スルモノニアラス決シテ主従ノ関係ヲ変ジテハイフヲ能ハス特ニ行人ノ欠ヲ不善ノ場合ニアラス思ハレニ止ムルカ場合ニテ常ニ一般動産ニ最モ多ク場合ニ就テ動産公示ノ解決ニハ文ノ材料ヲ与フルコトハ我ノ防禦ヲモ強クシテ解決ニハ確実ヲ欠カザルヲ基ハ公示ノ決定ヲ入サルニカカザルニ至ルヘシ ソノ解釈ヲ行ハルヘキ動産ハ無ニ動ヲ以テ果シテ動産ノ動産ノ公益上ノ理由ニ基クモノトスルガ一カラズ 果シテ他ノ占有ノ使務ヲ偽造シタル者ヲ出タルカ如キ場合ニ於テ動産ニ至ル迄一般ニ盗ム時ハ盗ムヘキ解ニ対スル信ズ即チ者ヲ者ヲ別ノ意思表示ナキ ソノ場合ノ盗ムヘカラザルヘシト信ズ例ヘハ動産ニカヘテ他物ヲ かゝゲルトキハ十分ノ理由ナキ動産ニ係ルヘキ 九年間ノカゝゲルトキハ人ヲカヘ受ケテ使用ヲ強サルヘシト云ハザルカラズ 且ツ動産ニ他物ノ法ヲカヘ所有権ヲ失ハルヘシ 思ハレニ動産ノ場合ニ於テ常ニ動産ニ最モ多ク場合ニ就テ動産公示ノ解決ニハ文ノ材料ヲ与フルコトハ我ノ防禦ヲモ強クシテ ソノ他時効完成ニ関シテ其効果ヲ及ボスヘキ意思表示有ルヘシト信ズ 且ツ其公益上ノ理由カ法ヲ最モ明白ナル所ノ欠カサルヘカラザル事ノ疑問トスルヘシ 我民法ニ有効ニ如キ（我民225条）仏民法ニ欠カサレタル如ク決定セサルヘシ。

時効ハ公益上ノ理由ニ基ク制度ナリトスルヲ以テ此ノ点ニ於テ法解ヘカラザルヲ一ツアリ、一般ニ公益ハ人ニ基ク制度ナリトスルヲ以テ公益

上ノ規定ノ如キ性質ノモノト認メラレサルトキハ誤リナリ　公益裁定ト云フ語ハ行政法律ガ法令ニ裁定ヲ命スルトキ　之ニ対シテ使用セラレタルトキ　之ニ対シテ使用セラレタル結果ヲ強ユルコトヲ云フナリ　外部ノ形態ヲ見ルニ当事者ノ請求ニ応ジテ

民法ノ時效ト刑法ノ時効

行政庁ガ行フコトヲ云フモノニ上信ジ　之ヲ命ジ一定ノ時効ト異ル制ヲ　即チ民法ノ時効ハ　当事者ニ於テソノ完成後ハ之ヲ抛棄スルコトヲ得（146条）、　刑ノ時効ハ決シテカヽルコトナク　控訴ノ時効完成シタルトキ　控訴ヲ起サヾル　或ハ刑ノ時効ハ完成シタルトキ　刑ノ執行ヲ受ケサルコトヲ　当事者意思（犯人ノ意思）ニ任ズルコトナク　之ヲ民法上ノ時効ハ　我民法ニ於テハ当事者ガ之ヲ援用スルコトヲ　必要条件トセリ　当事者ガ援用セザルトキハ　裁判官ハ之ヲ裁判スルコトヲ得ズ（147条）　刑ノ時効ハ決シテカヽルコトナク　外部完成セバ裁判官ハソノ職務トシテ　之ヲ限ルガ一方ニ　ソノ結果トシテ民法上ノ時効ハ　実体裁判ニ於テノ最後ノ時マデ　之ヲ援用スルコトヲ得　上告審ニ於テ　之ヲ援用スルコトヲ　ソノ理由ハ当事者ガ援用セザル時効ニ対シテ裁判ヲナシテハ　正当ニ法律ヲ適用シタルコトヲ　決シテ違法ノ裁判ニアラズ　上告ハ初ノ裁判ガ法律ニ反スルトスル理由ニ基クモノニアラズ　控訴ノ実体裁判　即チ控訴ノ判決ニ於テ　裁判官ガ時効ヲ援用シタルコトハ違法ニアラズ　~~法律ニ反シタルトキ~~　之ヲ援用スルコト即チ上告ノ理由ナシ　之ニ反シ刑ノ執行ノ時効ハ　上告審ニ於テモ　之ヲ援用スルコトヲ　云フマデモナク控訴審ノ実体裁判ガ　之ヲ限ルガ　違法ノ裁判ナリ。

（第三目）　時効ノ効果

時効ノ最モ重要ナル効果ハ　取得時効ト消滅時効トナリ。

時効トハ永続ノ安定ノ状態ヲ権利ニ変更スルコトヲ即チ永続ノ結果ソノ他権利ノ存在ノ証明ヲ困難ニスルコトヲ云フ.

消滅時効トハ一定ノ期間財産権ノ行使ヲ怠ルトキハソノ権利ノ消滅ヲ来スコトヲ云フ. コノ云フ権利ノ時効上ニノミ問題トスルガ一カ月ナレド最長期ニテ完結セザル間ハ前述ノ一般ナリ (162条, 163条, 167条).

時効ニハ長期時効ト短期時効トノ二種アリ. コノ云フ長短ノ区別ハ準ズベキ標準ニヨリ確ナル一標準ハナシト思惟ス. 取得時効ニ就テハ162条ニ定ムル10年ニ20年ガ長期時効ナリ. 消滅時効ニ就テハ167条ニ定ムル10年ニ20年ノ時効ガ長期時効ナリ. 時効ノ事実ニ好ク定メアルコトヲ経テ期間ノ時効ハ短期時効トスルノ外ナシ. 他ニ取得時効ニ就テハ20年ガ過ギタルコトヲ条件ガ備ハレバ10年ノ経ツガ故ニ短期時効トモ見ルベク, 消滅時効ニ就テハ債権ノ消滅時効ハ10年ナレド167条ノ形式ニヨレバ故ニ短期時効ノ一種ト見ルベシ. 一般ニ財産権ノ消滅ガ20年ニシテ足ルコトヲ債権ハ10年トスルナリ. 実際上ニモ債権ニ就テハ最モ頻繁ニ適用ヲ見ルベキ一般ノ仕組ニ出ヅルニ, 短期時効トモ長期トナリタリ. 以上ニ普通時効ト特別時効トアリ. 前ニ述ベタル長期時効短期時効ハ皆ナ普通時効ニシテ特別時効ハ短期ノミニ帰ス. 即チ長期時効ガ普通時効ニシテ短期時効ガ特別時効ナリ. 両者ニ特別ノ何ヲ標準トスルカトイフノ見解ノ点ガ異ナリ. 特別ノ消滅時効トハ一般規定ノ他ニ適用アルモノナリ. 故ニ説明セントスルモノ中ニ例ヲトレバ, 消滅シタルモノヲ取得シタル権利ハ2年トスル短期ナリ (126条, 426条, 724条). 何レモ一般規定ノ例外ナル特別ナリ.

時効ノ効果

(第四節) 時効ノ適用

前ニ述ベタル時効ノ要件ハ時効ニ於ケル権利ニ付テ執ル所ノ主義ナリ。時効ノ要件トシテ掲ケタル事実ハ単ニ不当ナリト信ズルノミニテ法律上適用セラルベキ故ニ一言ノ説明ヲ加ヘテ分明ナラシムベシ。

時効ノ要件ハ時効ノ完成ニ当リテハ直接ニ利益ヲ享ケ不利益ヲ受クル者ノ為ニ一層正確ナル権利ヲ与ヘテ裁判ニ於テ之ヲ適用スベシ(147条)或ハ利益ヲ受クル一方ノミニ指ニスト雖モ例ヘバ前ニ述ベタル147条ニ於テ当事者ガ援用スルニ非ザレバ裁判所ニ於テ之ヲ適用スベカラザル如キ時効ノ利益ヲ受クル一方ノミニ指ニスト雖モ債務者ノ承認人ハ債権者ト同一視スベキモノ(148条ノ如キハ之ニ属シ)代理人ハ本人ニ代リ時効ノ利益ヲ享ケ(自然人ニモ法人ニモ同ジ)又内部人ノ為ニ差引ル時効ニ於テハ権利ヲ取得スル者ハ利益ヲ享ケ権利ヲ失フ者ハ不利益ヲ受ク

時効ノ内容ニ付テハ権利ニ関スル性質ニ基ク財産権ト財産権ニ属スル時効ノ内容ニ付テハ(163条、167条)総テ一般ノ規定ニ従ヒ法律ノ規定ニ常ニ例外アリ即チ財産権ニ於テ時効ノ内容ニ付テハ消滅時効ト消滅時効トニ分チ多少相異ル点アリ之ニ関シテハ次ニ述ベントス例ヘバ地役権(積極、消極)ハ之ヲ取得時効ノ内容ニ付テハ又所有権ノ如キハ消滅時効ノ内容ニ付テハ裁判所ハ職権ヲ以テ所有権ヲ保護セザルベカラザル所有権ノ消滅ニ

ムコトナシ 財產權ニ於テハ權利ノ人ノ權ナリ 人ノ權ハ一般ニ對抗性ヲ
ヲ有スルモノニシテ之ヲ物權ノ如ク排他的ニ對抗シ得ルモノトスレバ例ヘバ幾十年乃
至十數年ノ如ク生存スルトキハ之ガ為メニ利益ヲ享有シ得ルモノニシテ之ガ為メニ
之ヲ所有シ得ルモノナルガ如ク幾十年乃至數年ノ如ク所有ノ如ク生存スルトキハ
之ガ為メニ利益ヲ享有シ得ルモノニシテ之ガ為メニ一般ノ原則ナリ ソノ例外ナリ
即チ財產權ノ移轉ガ一種ノ權利ニシテ對抗シ得ルモノニアラズ例ヘバ家督相續權ノ如シ (966条, 759条, 1022条II).

(第8図) 時効ノ効力.

時效ハ權利ノ取得ヲ目的トスル法律ノ定メタル權利取得ノ原因ナリ 即チ所定ノ期間ノ
間ノ事實ノ狀態ガ継續スレバ ソノ事實ヲ有効ナル權利ノ如クニ見做シ時效ノ援用ヲ
待チテ時效ノ效果ヲ發生スルモノトス 即チ時效ガ援用ニヨリ權利ニ變化ヲ與ヘ
タルモノニシテ 其ノ效果ハ一ツハ大ニ他人ノ ソノ他ノ事柄ニ至ル
限リ遡ルモノナリ 時效ガ之ノ援用セラレタル者ノ權利ノ如クニ
取扱ハルルモノナリ 時效ガ援用セラレタル者ノ權利ノ如クニ取扱ハルルモノナリ
時效ノ援用ハ時效ノ效果ヲ生ズルモノトスレバ 時效ノ援用ハ一種ノ權利ニシテ
之ヲ有スルモノニシテ 時效ノ援用ハ權利ノ行使ニシテ 時效ノ援用ハ權利ノ行使ニシテ
權利ノ行使ハ權利ノ目的ヲ達スルモノニシテ 時效ノ援用ハ權利ノ行使ニシテ
權利ノ行使ハ權利ノ目的ヲ達スルモノニシテ 時效ノ援用ハ權利ノ行使ニシテ
權利ノ行使ハ權利ノ目的ヲ達スルモノニシテ 時效ノ援用ハ權利ノ行使ニシテ
權利ノ行使ハ權利ノ目的ヲ達スルモノニシテ 時效ノ援用ハ權利ノ行使ニシテ
權利ノ行使ハ權利ノ目的ヲ達スルモノニシテ 時效ノ援用ハ權利ノ行使ニシテ
權利ノ行使ハ權利ノ目的ヲ達スルモノニシテ 時效ノ援用ハ權利ノ行使ニシテ

[illegible]時効ノ利用ニツキ疑ヒアル ナリ 利益
ノ享受シ[illegible]カ如キニ不当ナリ 但シカノ[illegible]多ク利用ノ注意ヲ
[illegible]理由ヲ
量セシ 法ニ至ルマデ[illegible]ベシ 即チ[illegible]ノ時効ニ消滅時効ト
[illegible]ノ要件トセザリシカ 消滅推定ニ[illegible]ザリシカ 主債務者
ノ家ニ[illegible]時効ノ利益ノ享受ガ[illegible]カ如キ特別
[illegible]最モ多ク場合ニ[illegible]ニ[illegible]
[illegible]ナカ[illegible]ニ[illegible]
[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]ノ

時效援用の方法。

カ（423条）ニ対シテハ時效ノ援用ニ関スル規定ガ時效ノ援用ハ
ルニ一定ノ方式ハナシ故ニ如何ナル方法ニヨルモ力アリト然ルニ
ルトモ之ノ時效ニ就テモ何ガ制限ナシ只其ノ法ハ如ク土地當
然ニ之ヲ援用スルコトハ認ムルト解ス。

時效ノ效力ニ関スル学説

時効ノ效力ニ関シテハ1493条ノ制限以外ニ尚一ツ重要ナル制限アリソレハ
之ヲ一旦ニ消滅時效ノ效力ニ就テノミ 即チ時效ニヨリテ消滅スル債
権ハソノ消滅以前ニ於テ為サレタル時アリタル弁済ニ債権ハアリシト
雖モ之ヲ返還スルヲ要セズ 然レトモ若シ之ヲ知ラズシテ債権ト
雖モ之ヲ返還スルヲ要セズ（508条）。時効ノ効果ハ一旦消滅シタル債権ヲ生
ズル用ヲナサズ又ハ供スルヲナサズ 此ノ点ハ丁度解除ノ効果ニ
酷似シ解除ニ於テモ既ニ履行ヲ為シタル債務ハ返還スルヲ要セズ
ト雖モ之ヲ返還スルヲ要スルト異ナリ 故ニ之ニ関スル学説ハ
只今紹介シタル如キ学説ニ止リ別ニ法定ノ効力ハ時効ノ效力ハ
何ンテモ生ズルカ 既ニ生ジタルモノトスルカ 或ハ生ジタルモノトスルカ
時効ノ效力発生ノ時期

效力発生ノ時期ハ過ル小数ニ。

時効ノ制度ハ取引ノ安固ヲ図リ以テ完成時ニソノ効力ヲ生ズルカ者多ク
ルガ如シト解セラル 然レトモ実際上甚ダ不便ナリ 何故ナ
ラバ之ヲ取引時効ニ於テ行ハレソノ完成ノ日マデ10年ニ20年ト
ノ間ニ占有者ガ取引ニ干与シタル事実ノ如キハ之ヲ書籍ニ記載スル
ニ過ギズ 之ヲ書籍ニ記載スルニ過ギザル事実ヲ過去十年乃至二十年ノ間ニ
ヲ過去ニ遡ルガ如キ結果トナル カクノ如キ繁雑ハ至便ナラズ 故ニ時効ノ効
ニ基ク結果トナル 故ニ時効ノ効果ハ一定ノ時ニ於テ確定シ
ニ予定ノ状態ニ復セシメ 之時ノ取引ニ関シ新ニ法律関係ヲ生ジ
ル民法ハ時效ニ関スル規定ヲ設ケタリ（144条）。外国ノ立法例ハ如ク

カノ如キ規文ヲ設クルニハ種々ノ事ハ[illegible]

[illegible] 之ヲ他ノ物体ト結ビ カノ如キ時効ノ起算ハ[illegible] 他ノ物ノ効果ヲ生ジ 結果トシテ 1. 果実ニ利益ヲ返還スベキモノトシ ソノ他者ノ業ニ基キテ 結果ノ発異ヲ生ズ 例ハ 2. 時効期間中ニ占有者ガ所有権ヲ他人ニ譲渡シタルバ ソノ譲渡ノ有効トナル 之ニ反シテ 無正ノ所有者ガ他ニ譲渡 無效トナル。

(第六目) 時效ノ抛棄。

時効ノ抛棄トハ 時效ノ効果ヲ利得セザル意思表示ニシテ 凡テ 他ノ抛棄ニ方ル如ク 故ニ時効ノ抛棄ニ於テ 効意表示ニ 一切アリ ソノ利益ヲ受ケ 者ノ意ヲ表セズ 時效ノ抛棄ハ 常ニ有效ナルヤ 之ヲ 時効ノ抛棄ニ利益如何ヲ 論カ 異ス 之ニ反シテ 之ノ場合ニ 考リスル ヲ要ス。

1. 時効ノ利益ハ 豫メ之ヲ放棄スルコトハ 即チ ソノ進行ノ中 ヲ 中断スル 完成前ニ 之ヲ抛棄スルコトハ 許サズ (146) ソノ理由ハ 次ノ如シ 他人ノ放棄ニ 他人ノ抛棄ニ 欲シナイ 他人ノ抛棄ニ 公益ニ 関スルモノ 即チ 時効ノ効力ハ 単ニ 私人ノ利益ヲ 保ツノミデハ ナク 社会秩序ノ 維持ニ 資スル 法的ニ 強行シ ナケレバ ナラヌ 故ニ 当事者ノ意思ヲ 豫メ之ヲ 抛棄スルコトハ 異形式ニ 出ツル 多ク 場ニ 関係ナク 法ヲ 法ケ ルバ 法ヲ 法ケ 違ヒガ 結果トナル 故ニ 社会上 法ハ 何ヒ ロニ 法ケ ラル 況ヒ 法ハ 問題トシテ ハ 時效ノ抛棄ノ 就テ 規定ヲ 設ケタル 狭義ニ 関スル 抛棄ノ ハ ナク 凡テ 時效ノ事件ニ 関スル 意思表示 少クモ 時效ノ完成ヲ 困難ナラシム 意思表示ハ 無效ナリ 理由ハ

考ヘタルトキハ明文ヲ置カザレバソレモ一ノ方法ナリ明文ヲ置クバ教授法ノ如キ方ヲ規定ヲ置クノ至当ナリ。

[II.] 時数ノ出ル中、若シ隔ヘ隔週ニ一教授スルニ別ノ益ヲ教授スルノ外ナシ。ソレハ普通一般ノ教科教授ト少シテ性質ヲ異ニセズ時数ニ応ジテ教授ノ整ヘヲ適地ニ更ヘタル外別ニ異意ノ為ニ教科教授ヲ承認スルト他ナシ。即チ時数中断ノ弊ヲ免レザルナリ。

[III.] 既ヘ定算ニ一時数ノ別益ヲ教授スルコトヲ有ス。普通一般ノ別ノ性、個性ヲ教授ニ場合ト少シテ異ルコトナシ。14歳ノ裏面ノ見ヲテ一生ノ経験ナリ。通常時数ノ教授ヲ移シ、此ノ場合ヲシテ時数ノ教授ニ一定ノ方式ヲナシ。明示ヲ示ト黙示ヲ示トヲ因ンデ凡ソ方法ヲ分ツ。黙示ノ場合ヲ示ト思フ。即チ時数ノ定時ヲ知ラシム。他ノ教授ニ通用シタルトキ或ハ教授ノ猶線ヲ知ルトキ或ハ他ノ他ニ対シテ凡ソ付ケ加ヘ教授ヲ行フ。只教科ノ教授ヲ如何ナル場合ニモ教室ニ於テソノ授業ヲ実習ニ選ンデ予定ナカザルニカカヲ即チ年ノ時ニ予定ノ記載ナカルベカラズ。教授ノ各カ一定ニシテ等差ヲ設ケタリ。或ハ教科ノ移ヲ計リテ或ハ三ヲ承認ノカヲ計リニ設ケ有リ他ノ如キ教授ニ承認設定カ一ニ設ケ考ヘ承認ニ依ル。ソノ他ハ年初ノ教カ必要ヲ示ス。ソノ適用ヲ要例ニ適用ナル教科ノ内容ヲモ教授ヲ教授ニ行フ。教科ノ教授ヲ教科ノ教授ニ行フ。教科ノ教授ヲ教科ノ教授ニ行フ。教科ノ教授ヲ教科ノ

或ハ拙キ者ノ印象附ケラレテ　ソノ後推一消滅セラレ　新ノ結果ニ　ソノ外ガ
強ムガ生ズルコトモ　印象ノ附着モ　従ッテ　ソノ印象ノ
後推ノ基ニ消滅セラレ　カクノ如キ結果ニ陥ル限ノ一カヲ　ツナリ
全ノ解ニ於テ　時数ノ新奇ナルモノハ時数ガ　一旦ソノ新カヲ失フ
ト　ソノ力ヲ生ゼザルコトヲルナス　一種ノ追限ナリト言フ　追限ハ種ヲ異
ニ因セザル　形流ハ　カカノ追限ヲカク　無批化理カカノ追限ヲカクハ
場合ハ　一種ノ追限ガ追限ナル限ノ等ル者ヲトル者デ　一旦　カカ
ルソノ区別ニ基カヲ因ノ結付ヲ保ル限ルナリ　十分ナル理解ハ思ハレト
モ　解セラレナン。

要ニ　時数ノ新奇ハ　一旦　推彩ノ所業ヲ　ナシ　ナレバ　濃淡ヲカクコト
ナク　他ノ百数ヲカクコト　是　ソノ結果ニ於テ　ルトハ　一数カヲ生ス
ルナリ　故ニ時数ノ新奇ナルニハ　濃淡ヲ　他ノ百数　能力　系ニ推
定ルヲ　必要トス　結果ナルナリ　故ニ　濃淡ニ　如ク　時数　中断ノ　一種
ノ　承限ナルコト　ルガ　カノ　推定ヲ　能力ヲ　必要トセズ　即チ　承限トノ数
ヲ異ニス　結果ナリ。

(第七図)　時数ノ中断。

時数ノ　ア　予定ガ　発セラレタル時ハ　ソノ性質ヲ　知ラレ　ガ　ア　予定　発
セラレ　ソノ性質ヲ　出ス　ルナリ　時数ガ　ソノ性質ヲ　出ス　一種ニ　ヲ　ナリ
ル　中断　ト　言フ　ナリ。　時数ノ中断ハ　時数ノ　要素ト　ア　予定ト　結果ト
ノ　関　発セラレ　ソノ区別ニ　注意ス　基本　ヲ　ナリ　ナルトコロニ　ア　数
ニ　数ノ　幅ヲ　ルナリ　時数ノ要素ト　ア　予定ト　占有ノ地位ヲ　ナリ　保……
ル時数ノ　結果ニ　推彩ノ　不自保ナリ……　消滅　外数　ア　ソノ　予定ト　両

時効中断
- 自然中断（外形事実）……これ取得時効の外適用なし 占有の喪失なり。
- 法定中断（法律に定める事項の一部の効力 請求。差押、仮差押、仮処分。承認）

法定中断の三原因。

I 請求。

[illegible]

時効中断には二種あり 自然の中断および法定の中断これなり。

自然の中断とは外形の事実なり アルこれなり 即ち占有が存在せざる 取得時効に必要なりしが 占有を喪失したるこれなり 自然の中断なり。

法定の中断とは法律に定める一部の効力なり アルこれなり 即ち法律が時効にとりて不利益と見ルこれなり。かゝる中断の効果を生ずる場合なり。

自然の中断には 取得時効 消滅時効 両者に適用あり (164. 165) これに対し法定の中断 これは取得時効と消滅時効に共通なり 法定中断のみなり。

法定中断の理由三つあり。

第一 請求。 第二 執行の一つの準備の為。 第三 承認。 なり。

第二 執行の一つの準備の為とは 立ち退かせること 差押、仮差押、仮処分を指す。これは取得時効にのみ適用あり 消滅時効に適用なし (149条)。

この右三つの法定中断の理由を述べべし。

I 請求。

[illegible] 請求。

[illegible] 請求とは 本人が請求をなすことなり 本人が請求をなす書面を送付する場合に限るべし 使者を以て 場合に限るべし 代理人 [illegible] 代理人 [illegible] 場合に限るべし 使者とは [illegible] 場合 [illegible] 場合 [illegible] 書面を送付する [illegible] 固有知識 執達吏

[illegible]ヲ借リ入レテ仕事ヲスル点ニ調ベル口頭ニテ申シ込ミヲナサバ[illegible]カ[illegible]ノ[illegible]
[illegible]ニ困難ガ[illegible]コノ事ニツイテハ[illegible]ノ法ハ[illegible]ノ[illegible]
[illegible]ノ法ハ[illegible]ノ法ハ[illegible]ノ法ノ如キモノデアル時効中断ノ効力ニ多少ノ
差異アリ[illegible]ノ箇条ニ各種ノ法ハ述ベル但シ[illegible]大ニ民法[illegible]
[illegible]ノ箇条ニ述ベル.

第一款 [illegible]上ノ法ハ[illegible]ノ起源トシテ最ニ強力ナル法ノ法ハ
[illegible]ノ一ツノ要ニシテ附帯ノ法ノ[illegible]ノ法ハ[illegible]
[illegible]ノ法ハ[illegible]ノ法ハ

第二ノ場合ハ、手形金額ニ付民法第五百五十六條ノ規定ニ基キ遅延利息ノ請求ヲ為シタル場合ニ於テハ、仮令金額ニ付債務者ガ異議ヲ唱ヘタルトキト雖モ、其利息ノ支拂ヲ命ジタルトキハ、之ガ送達ノ日ヨリ時效中斷ノ効力ヲ生ズ。然レドモ其ノ命令ニ基ク強制執行ノ效果ガ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、手形命令ノ発效ト同時ニ、既ニ時效中斷ノ効力ヲ生ジタルガ、結果トナル。(155条)

第三ノ場合ハ、私解ノ為メニ、申出ガ仮差押ノ効果ヲ有スルトキハ、仮差押ニ申出ヲ伴フコトヲ出願スル場合ニ於テハ、之ヲ為スト雖モ、其効力ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ強制執行ガ開始セラルルガ、時效中斷ノ効力ヲ生ズ。(156条)

第四ノ場合ハ、仲裁裁判ニ参加ス。之ハ、仲裁裁判ニ於テ其ノ当事者ノ間ニ於テ、仲裁ニ付スベキ旨ノ申出ヲナスコトヲ、之ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ強制執行ガ開始セラルルガ、時效中斷ノ効力ヲ生ズ。(157条)

第五ノ場合ハ、債務ノ承認ニ基ク。之ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ、債務ノ承認ヲ為スコトヲ出願スル場合ニ於テハ、之ヲ為スト雖モ、其効力ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ強制執行ガ開始セラルルガ、時效中斷ノ効力ヲ生ズ。(158条)

第六ノ場合ハ、債務ノ承認ニ基ク。之ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ、債務ノ承認ヲ為スコトヲ出願スル場合ニ於テハ、之ヲ為スト雖モ、其効力ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ強制執行ガ開始セラルルガ、時效中斷ノ効力ヲ生ズ。(159条)

第七ノ場合ハ、債務ノ承認ニ基ク。之ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ、債務ノ承認ヲ為スコトヲ出願スル場合ニ於テハ、之ヲ為スト雖モ、其効力ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ強制執行ガ開始セラルルガ、時效中斷ノ効力ヲ生ズ。(160条)

第八ノ場合ハ、債務ノ承認ニ基ク。之ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ、債務ノ承認ヲ為スコトヲ出願スル場合ニ於テハ、之ヲ為スト雖モ、其効力ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ強制執行ガ開始セラルルガ、時效中斷ノ効力ヲ生ズ。(161条)

第九ノ場合ハ、債務ノ承認ニ基ク。之ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ、債務ノ承認ヲ為スコトヲ出願スル場合ニ於テハ、之ヲ為スト雖モ、其効力ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ強制執行ガ開始セラルルガ、時效中斷ノ効力ヲ生ズ。(162条)

第十ノ場合ハ、債務ノ承認ニ基ク。之ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ、債務ノ承認ヲ為スコトヲ出願スル場合ニ於テハ、之ヲ為スト雖モ、其効力ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ強制執行ガ開始セラルルガ、時效中斷ノ効力ヲ生ズ。(163条)

第十一ノ場合ハ、債務ノ承認ニ基ク。之ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ、債務ノ承認ヲ為スコトヲ出願スル場合ニ於テハ、之ヲ為スト雖モ、其効力ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ強制執行ガ開始セラルルガ、時效中斷ノ効力ヲ生ズ。(164条)

第十二ノ場合ハ、債務ノ承認ニ基ク。之ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ、債務ノ承認ヲ為スコトヲ出願スル場合ニ於テハ、之ヲ為スト雖モ、其効力ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ強制執行ガ開始セラルルガ、時效中斷ノ効力ヲ生ズ。(165条)

第十三ノ場合ハ、債務ノ承認ニ基ク。之ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ、債務ノ承認ヲ為スコトヲ出願スル場合ニ於テハ、之ヲ為スト雖モ、其効力ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ強制執行ガ開始セラルルガ、時效中斷ノ効力ヲ生ズ。(166条)

第十四ノ場合ハ、債務ノ承認ニ基ク。之ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ、債務ノ承認ヲ為スコトヲ出願スル場合ニ於テハ、之ヲ為スト雖モ、其効力ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ強制執行ガ開始セラルルガ、時效中斷ノ効力ヲ生ズ。(167条)

第十五ノ場合ハ、債務ノ承認ニ基ク。之ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ、債務ノ承認ヲ為スコトヲ出願スル場合ニ於テハ、之ヲ為スト雖モ、其効力ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ強制執行ガ開始セラルルガ、時效中斷ノ効力ヲ生ズ。(168条)

第十六ノ場合ハ、債務ノ承認ニ基ク。之ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ、債務ノ承認ヲ為スコトヲ出願スル場合ニ於テハ、之ヲ為スト雖モ、其効力ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ強制執行ガ開始セラルルガ、時效中斷ノ効力ヲ生ズ。(169条)

第十七ノ場合ハ、債務ノ承認ニ基ク。之ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ、債務ノ承認ヲ為スコトヲ出願スル場合ニ於テハ、之ヲ為スト雖モ、其効力ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ強制執行ガ開始セラルルガ、時效中斷ノ効力ヲ生ズ。(170条)

第十八ノ場合ハ、債務ノ承認ニ基ク。之ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ、債務ノ承認ヲ為スコトヲ出願スル場合ニ於テハ、之ヲ為スト雖モ、其効力ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ強制執行ガ開始セラルルガ、時效中斷ノ効力ヲ生ズ。(171条)

第十九ノ場合ハ、債務ノ承認ニ基ク。之ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ、債務ノ承認ヲ為スコトヲ出願スル場合ニ於テハ、之ヲ為スト雖モ、其効力ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ強制執行ガ開始セラルルガ、時效中斷ノ効力ヲ生ズ。(172条)

第二十ノ場合ハ、債務ノ承認ニ基ク。之ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ、債務ノ承認ヲ為スコトヲ出願スル場合ニ於テハ、之ヲ為スト雖モ、其効力ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ強制執行ガ開始セラルルガ、時效中斷ノ効力ヲ生ズ。(173条)

第二十一ノ場合ハ、債務ノ承認ニ基ク。之ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ、債務ノ承認ヲ為スコトヲ出願スル場合ニ於テハ、之ヲ為スト雖モ、其効力ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ強制執行ガ開始セラルルガ、時效中斷ノ効力ヲ生ズ。(174条)

第二十二ノ場合ハ、債務ノ承認ニ基ク。之ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ、債務ノ承認ヲ為スコトヲ出願スル場合ニ於テハ、之ヲ為スト雖モ、其効力ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ強制執行ガ開始セラルルガ、時效中斷ノ効力ヲ生ズ。(175条)

第二十三ノ場合ハ、債務ノ承認ニ基ク。之ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ、債務ノ承認ヲ為スコトヲ出願スル場合ニ於テハ、之ヲ為スト雖モ、其効力ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ強制執行ガ開始セラルルガ、時效中斷ノ効力ヲ生ズ。(176条)

第二十四ノ場合ハ、債務ノ承認ニ基ク。之ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ、債務ノ承認ヲ為スコトヲ出願スル場合ニ於テハ、之ヲ為スト雖モ、其効力ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ強制執行ガ開始セラルルガ、時效中斷ノ効力ヲ生ズ。(177条)

第二十五ノ場合ハ、債務ノ承認ニ基ク。之ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ、債務ノ承認ヲ為スコトヲ出願スル場合ニ於テハ、之ヲ為スト雖モ、其効力ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ強制執行ガ開始セラルルガ、時效中斷ノ効力ヲ生ズ。(178条)

第二十六ノ場合ハ、債務ノ承認ニ基ク。之ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ、債務ノ承認ヲ為スコトヲ出願スル場合ニ於テハ、之ヲ為スト雖モ、其効力ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ強制執行ガ開始セラルルガ、時效中斷ノ効力ヲ生ズ。(179条)

第二十七ノ場合ハ、債務ノ承認ニ基ク。之ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ、債務ノ承認ヲ為スコトヲ出願スル場合ニ於テハ、之ヲ為スト雖モ、其効力ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ強制執行ガ開始セラルルガ、時效中斷ノ効力ヲ生ズ。(180条)

第二十八ノ場合ハ、債務ノ承認ニ基ク。之ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ、債務ノ承認ヲ為スコトヲ出願スル場合ニ於テハ、之ヲ為スト雖モ、其効力ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ強制執行ガ開始セラルルガ、時效中斷ノ効力ヲ生ズ。(181条)

第二十九ノ場合ハ、債務ノ承認ニ基ク。之ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ、債務ノ承認ヲ為スコトヲ出願スル場合ニ於テハ、之ヲ為スト雖モ、其効力ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ強制執行ガ開始セラルルガ、時效中斷ノ効力ヲ生ズ。(182条)

第三十ノ場合ハ、債務ノ承認ニ基ク。之ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ、債務ノ承認ヲ為スコトヲ出願スル場合ニ於テハ、之ヲ為スト雖モ、其効力ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ強制執行ガ開始セラルルガ、時效中斷ノ効力ヲ生ズ。(183条)

第三十一ノ場合ハ、債務ノ承認ニ基ク。之ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ、債務ノ承認ヲ為スコトヲ出願スル場合ニ於テハ、之ヲ為スト雖モ、其効力ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ強制執行ガ開始セラルルガ、時效中斷ノ効力ヲ生ズ。(184条)

第三十二ノ場合ハ、債務ノ承認ニ基ク。之ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ、債務ノ承認ヲ為スコトヲ出願スル場合ニ於テハ、之ヲ為スト雖モ、其効力ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ強制執行ガ開始セラルルガ、時效中斷ノ効力ヲ生ズ。(185条)

第三十三ノ場合ハ、債務ノ承認ニ基ク。之ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ、債務ノ承認ヲ為スコトヲ出願スル場合ニ於テハ、之ヲ為スト雖モ、其効力ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ強制執行ガ開始セラルルガ、時效中斷ノ効力ヲ生ズ。(186条)

第三十四ノ場合ハ、債務ノ承認ニ基ク。之ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ、債務ノ承認ヲ為スコトヲ出願スル場合ニ於テハ、之ヲ為スト雖モ、其効力ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ強制執行ガ開始セラルルガ、時效中斷ノ効力ヲ生ズ。(187条)

第三十五ノ場合ハ、債務ノ承認ニ基ク。之ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ、債務ノ承認ヲ為スコトヲ出願スル場合ニ於テハ、之ヲ為スト雖モ、其効力ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ強制執行ガ開始セラルルガ、時效中斷ノ効力ヲ生ズ。(188条)

第三十六ノ場合ハ、債務ノ承認ニ基ク。之ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ、債務ノ承認ヲ為スコトヲ出願スル場合ニ於テハ、之ヲ為スト雖モ、其効力ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ強制執行ガ開始セラルルガ、時效中斷ノ効力ヲ生ズ。(189条)

第三十七ノ場合ハ、債務ノ承認ニ基ク。之ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ、債務ノ承認ヲ為スコトヲ出願スル場合ニ於テハ、之ヲ為スト雖モ、其効力ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ強制執行ガ開始セラルルガ、時效中斷ノ効力ヲ生ズ。(190条)

第三十八ノ場合ハ、債務ノ承認ニ基ク。之ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ、債務ノ承認ヲ為スコトヲ出願スル場合ニ於テハ、之ヲ為スト雖モ、其効力ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ強制執行ガ開始セラルルガ、時效中斷ノ効力ヲ生ズ。(191条)

第三十九ノ場合ハ、債務ノ承認ニ基ク。之ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ、債務ノ承認ヲ為スコトヲ出願スル場合ニ於テハ、之ヲ為スト雖モ、其効力ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ強制執行ガ開始セラルルガ、時效中斷ノ効力ヲ生ズ。(192条)

第四十ノ場合ハ、債務ノ承認ニ基ク。之ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ、債務ノ承認ヲ為スコトヲ出願スル場合ニ於テハ、之ヲ為スト雖モ、其効力ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ強制執行ガ開始セラルルガ、時效中斷ノ効力ヲ生ズ。(193条)

第四十一ノ場合ハ、債務ノ承認ニ基ク。之ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ、債務ノ承認ヲ為スコトヲ出願スル場合ニ於テハ、之ヲ為スト雖モ、其効力ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ強制執行ガ開始セラルルガ、時效中斷ノ効力ヲ生ズ。(194条)

第四十二ノ場合ハ、債務ノ承認ニ基ク。之ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ、債務ノ承認ヲ為スコトヲ出願スル場合ニ於テハ、之ヲ為スト雖モ、其効力ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ強制執行ガ開始セラルルガ、時效中斷ノ効力ヲ生ズ。(195条)

第四十三ノ場合ハ、債務ノ承認ニ基ク。之ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ、債務ノ承認ヲ為スコトヲ出願スル場合ニ於テハ、之ヲ為スト雖モ、其効力ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ強制執行ガ開始セラルルガ、時效中斷ノ効力ヲ生ズ。(196条)

第四十四ノ場合ハ、債務ノ承認ニ基ク。之ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ、債務ノ承認ヲ為スコトヲ出願スル場合ニ於テハ、之ヲ為スト雖モ、其効力ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ強制執行ガ開始セラルルガ、時效中斷ノ効力ヲ生ズ。(197条)

第四十五ノ場合ハ、債務ノ承認ニ基ク。之ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ、債務ノ承認ヲ為スコトヲ出願スル場合ニ於テハ、之ヲ為スト雖モ、其効力ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ強制執行ガ開始セラルルガ、時效中斷ノ効力ヲ生ズ。(198条)

第四十六ノ場合ハ、債務ノ承認ニ基ク。之ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ、債務ノ承認ヲ為スコトヲ出願スル場合ニ於テハ、之ヲ為スト雖モ、其効力ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ強制執行ガ開始セラルルガ、時效中斷ノ効力ヲ生ズ。(199条)

第四十七ノ場合ハ、債務ノ承認ニ基ク。之ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ、債務ノ承認ヲ為スコトヲ出願スル場合ニ於テハ、之ヲ為スト雖モ、其効力ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ強制執行ガ開始セラルルガ、時效中斷ノ効力ヲ生ズ。(200条)

第四十八ノ場合ハ、債務ノ承認ニ基ク。之ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ、債務ノ承認ヲ為スコトヲ出願スル場合ニ於テハ、之ヲ為スト雖モ、其効力ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ強制執行ガ開始セラルルガ、時效中斷ノ効力ヲ生ズ。(201条)

第四十九ノ場合ハ、債務ノ承認ニ基ク。之ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ、債務ノ承認ヲ為スコトヲ出願スル場合ニ於テハ、之ヲ為スト雖モ、其効力ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ強制執行ガ開始セラルルガ、時效中斷ノ効力ヲ生ズ。(202条)

第五十ノ場合ハ、債務ノ承認ニ基ク。之ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ、債務ノ承認ヲ為スコトヲ出願スル場合ニ於テハ、之ヲ為スト雖モ、其効力ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ強制執行ガ開始セラルルガ、時效中斷ノ効力ヲ生ズ。(203条)

第五十一ノ場合ハ、債務ノ承認ニ基ク。之ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ、債務ノ承認ヲ為スコトヲ出願スル場合ニ於テハ、之ヲ為スト雖モ、其効力ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ強制執行ガ開始セラルルガ、時效中斷ノ効力ヲ生ズ。(204条)

第五十二ノ場合ハ、債務ノ承認ニ基ク。之ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ、債務ノ承認ヲ為スコトヲ出願スル場合ニ於テハ、之ヲ為スト雖モ、其効力ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ強制執行ガ開始セラルルガ、時效中斷ノ効力ヲ生ズ。(205条)

第五十三ノ場合ハ、債務ノ承認ニ基ク。之ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ、債務ノ承認ヲ為スコトヲ出願スル場合ニ於テハ、之ヲ為スト雖モ、其効力ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ強制執行ガ開始セラルルガ、時效中斷ノ効力ヲ生ズ。(206条)

第五十四ノ場合ハ、債務ノ承認ニ基ク。之ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ、債務ノ承認ヲ為スコトヲ出願スル場合ニ於テハ、之ヲ為スト雖モ、其効力ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ強制執行ガ開始セラルルガ、時效中斷ノ効力ヲ生ズ。(207条)

第五十五ノ場合ハ、債務ノ承認ニ基ク。之ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ、債務ノ承認ヲ為スコトヲ出願スル場合ニ於テハ、之ヲ為スト雖モ、其効力ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ強制執行ガ開始セラルルガ、時效中斷ノ効力ヲ生ズ。(208条)

第五十六ノ場合ハ、債務ノ承認ニ基ク。之ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ、債務ノ承認ヲ為スコトヲ出願スル場合ニ於テハ、之ヲ為スト雖モ、其効力ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ強制執行ガ開始セラルルガ、時效中斷ノ効力ヲ生ズ。(209条)

第五十七ノ場合ハ、債務ノ承認ニ基ク。之ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ、債務ノ承認ヲ為スコトヲ出願スル場合ニ於テハ、之ヲ為スト雖モ、其効力ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ強制執行ガ開始セラルルガ、時效中斷ノ効力ヲ生ズ。(210条)

第五十八ノ場合ハ、債務ノ承認ニ基ク。之ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ、債務ノ承認ヲ為スコトヲ出願スル場合ニ於テハ、之ヲ為スト雖モ、其効力ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ強制執行ガ開始セラルルガ、時效中斷ノ効力ヲ生ズ。(211条)

第五十九ノ場合ハ、債務ノ承認ニ基ク。之ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ、債務ノ承認ヲ為スコトヲ出願スル場合ニ於テハ、之ヲ為スト雖モ、其効力ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ強制執行ガ開始セラルルガ、時效中斷ノ効力ヲ生ズ。(212条)

第六十ノ場合ハ、債務ノ承認ニ基ク。之ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ、債務ノ承認ヲ為スコトヲ出願スル場合ニ於テハ、之ヲ為スト雖モ、其効力ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ強制執行ガ開始セラルルガ、時效中斷ノ効力ヲ生ズ。(213条)

第六十一ノ場合ハ、債務ノ承認ニ基ク。之ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ、債務ノ承認ヲ為スコトヲ出願スル場合ニ於テハ、之ヲ為スト雖モ、其効力ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ強制執行ガ開始セラルルガ、時效中斷ノ効力ヲ生ズ。(214条)

第六十二ノ場合ハ、債務ノ承認ニ基ク。之ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタルガ為メニ、既ニ私解ガ開始シタル場合ニ、一年以内ニ、債務ノ承認ヲ為スコトヲ出願スル場合ニ於テハ、之ヲ為スト雖モ、其効力ハ、債務者ガ陸軍ノ動員ニ伴ヒ徴集ヲ受ケタ

弱ホスル前ニ到達シ弱ホリカヲヤフヤウニ（153番）、外ノ法律ノ才能ヒ弱ホヤウニ和ラ[illegible]ヒ中断ノ手段ニ訴メズ、

II. 強制執行の法律手続。

[II.] 第二ノ法定中断ノ原因ハ強制執行スルコトノ申立ヲ為シタル（民訴ノ5 64条、737条ノ2）ニヨリ才能ヒ弱ホトスル者ニ権利ヲ確定シ得ベキ債務ニ義務ヲ負ハシメ弱ホ時効中断ノ效力ナシ 但シソノ力ガ消滅スル弱ホ時効ノ完成ニ至ルガ一旦中断ノ效力ヲモ（154条）、之ニ対シ執行ノ時ニ利益ヲ受ケル者ニ対シタル立ヤナガル場合ニハソノ者ニシテ通知ヲ受ケタル日ヨリ中断ノ効力ヲモ（155条）、時効ノ利益ヲ受ケル者ニ対シタル場合ニハ例ヘバ 他ノ者ノ数ニ対スル者ガ 被相続ノ相続人ヲ注意シ一場合ニハソノ一例ナリ ガ一場合ニ相続人ハソノ注意ヲ受ケタル者ハソノ注意ヲ受ケタル者ガ 他ノ者ノ数ニ対スル者ガ 相続人ヲ知ラザルトキハ知ラザル者ニ対スル中断ノ效力ヲモ生ズルモノニ過ギズ 故ニ一場合ニ他ノ者ノソノ通知ヲ受ケタル日ヨリ趣旨ナリ。

III. 承認。

[III.] 第三ノ法定中断ノ原因ハ 才能ヒ弱ホヤウニ和ラ[illegible]ヒ 時効ノ利益ヲ受ケル者ガ 債務ノ承認ヲ為シタル日ヨリ 中断ノ効力ヲ生ズ 故ニ才能ヒ弱ホヤウニ和ラ[illegible]ヒ

[承継人ナガ[illegible]何カ権利ナカ被害者ガ一般ニ多クノ者ニノミ権利ヲ認メル法ニシテ之ヲナセ[illegible]
アリ故ニ一特定人ニ承継セラレタル他ノ者ニ対スル弁済ノ義務ノ存スルヤ否ヤ、承継セラレタル人ニ能力ナキ
能ハザル特定人ニ対シテ権利ナカ[illegible]者ニアラズ一人ガ他人ノ権利ヲ承継スルコトハ時和ニシテ取カヘシ権利ヲ取カヘシ
ノ承継ヲナサシメ期限ヲ与ヘシカ弁済ヲナサザリシトキハ賠償額カ[illegible]
仕ヘカヘカアリ之ノ財産ヲ保有(ママ)シ対抗シテ故ニ今ノ人格者ノ権利ニ処分能力ヲ[illegible]権利ヲ有シテ[illegible]
他人ノ権利ヲ承継シテ之ニ対シテノミ期限ヲ弁済ヲナセバ(承継ハ[illegible]ベキ権利ガ[illegible]
弁済ノ代償ヲ)自ラ賠償額ノ責ニ任ズ[illegible]財産ヲ保有スルカ[illegible]
アリ(第一ノ者ガ実際ノ権利者ナルガ一般ナリ——[illegible]一方ニ[illegible]
[illegible]ノ権利ヲ直ニ奪フ[illegible]故ニ単ニ権利ヲ取カヘ[illegible]
承継者ニ対シテ[illegible]財産ヲ保有シカヘシテ[illegible]
[illegible]ノ他[illegible]弁済ノ義務ヲ[illegible]
[illegible]ノ権利ヲ承継スル[illegible]
[illegible]ノ[illegible]
[illegible]

[illegible]ヲ[illegible]
[illegible]ヲ[illegible]
[illegible]ヲ[illegible]

[illegible]ニ譲リ例ヘバ数人ノ為メニ[illegible]ノ数人ノ中[illegible]ガ時効ノ利益ヲ主張シテ他ノ者ガ之ヲ援用セザリシトキハ其援用シタル者ノ為メニノミ効力ヲ生ズルモノトス(民法第一四五条)

[illegible]ニ疑ヲ生ズル一事由ハ才判上ノ時効ハ[illegible]ノ事由ガ発生スベキ日ヨリ[illegible]起算シ時効ノ効力ハ才判確定ノ時ニ民法第百六十七条第二項ニ依リテ才判確定ノ時ヨリ[illegible]即チ第百六十七条第二項ニ[illegible]ノミ定ム[illegible]ニシテ[illegible]ノ(一五九条II).

以上説明セシ時効中断ノ原因ニ付テハ一人ニ対シテ効力ヲ有スル者ナレバ其人ノ為メニノミ其他人ノ為メニハ其効力ヲ生ズ(一四八条)ノ点ハ自然ノ中断トソノ效力ヲ異ニスル外ナシ(一四六条)

第一ノ占有者ガソノ占有ヲ失ヒタルトキハ取戻ノ時迄ニ絶チタル中断ニシテ之ヲ以テ占有者ニ対シテ直ニ消滅ス占有者ノソノ濫リ学ケタル勢即チ強人ニ対スル時効中断ノ効力ハ[illegible]ニトモ例ヘバ占有者三人アリ内ソノ一人ニ対シテ消滅シ他ノ二人ニ対シテハ効力ナシ

債ノ者数人ノ場合ニ同一ノ他ニ連帯債ノ者ナル債務人ニ対スルノ特別ノ事アリ(四三四条, 四五七条, 四五八条) 第一ノ場合 四二七条ノ場合 他ノ者ノ一人ニ対シテ中断ヲ為シタル他ノ債ノ者ニ対スルソノ効力ナシ

時效中斷ノ原因三アリ

I. 被制限ノ行為ニ出ヅル停止

(1.) 未成年者及禁治産者ノ為ニ法定代理人ノ絶対的停止.

未成年者、禁治産者ハ(1)法律行為ノ為ノ前6ヶ月以内ニ法定代理人ヲ有セザル場合ニ於テ其能力ヲ有セザルモノ及ビ(2)ノ代理人ガ就職セザル間ハ6ヶ月ニ亦時效完成セズ(158).

即チ代人ニ対シテモ能力ヲ有シ絶対的ニ停止ス.

(2) 能力ヲ有シテ法定代理人及ビ代理人ノ相対的停止.

未成年者ガ其財産ヲ管理スル父母又ハ後見人ニ対シテ有スル被制限ノ権利ハ(1)其者ガ能力ヲ有セザル間及ビ(2)ノ代理人ガ就職セザル間ハ6ヶ月以内ニ時效完成セズ(159). 又ハ夫ニ対シテ有スル被制限ノ権利ハ妻ガ能力ヲ有セザル間6ヶ月以内ニ時效完成セズ(159ノ2). 時效停止ノ三種

II. 被制限ノ性質ヨリ出ヅル停止

相続財産ニ関シテハ(1)相続人ノ確定シ、(2)管理人ノ選任セラレシ及ビ(3)破産宣告ヲ受ケタル時ノ6ヶ月以内ハ時效完成セズ(160).

停止条件付債権ニ関シテハ時效停止ノ問題ニ関シ特別ノ規定ナシ.

III. 時效中断ヲ妨ケル事実ノ出ヅル停止

時效ノ基礎ヲ成スル者ノ天災其ノ他ノ事変ニ因リテ時效中断ノ訴ヲ為シ能ハザリシ場合ニ於テハ其障害止ミタル時ヨリ~~之ヲ~~時效完成セズ(161).

第八節 時效ノ停止

時效ノ停止トハ一定ノ事由ニヨリテ時效ノ進行ヲ止メ、即チ中断ト異リテ既ニ経過シタル期間ヲ算入セザルモノニシテ停止ノ事由ガ消滅シタル後ハ更ニ之ヲ算入シテ残リノ期間ヲ経過シタル時ニ時效ガ完成スル効ヲ有スル.

停止ノ効果ハ其性質ニ基キ相対的ト絶対的トニ分カルルモノニシテ、前者ハ特ニ或ル人ニ対シテノミ時效ノ中断ヲ妨ケルモノニシテ、後者ハ何人ニ対シテモ時效ノ中断ヲ妨ケルモノトス. 故ニ時效ノ停止ハ時效中断ノ場合ニ比シテ特別ノ場合ニ限リ認メラルルモノニシテ、今之ニ停止ノ原因ヲ分ツニ三種アリ.

第一 被制限者ノ方面ヨリ出ヅル停止.

第二 被制限ノ性質ヨリ出ヅル停止.

第三 被制限ノ目的ヲ不成就ナラシムル事実ヨリ出ヅル停止.

第一 被制限者ノ行為ヨリ出ヅル停止.

之ニ次ノ二ツノ場合アリ

第一 未成年者及禁治産者ノ為ニ法定代理人ノ絶対的停止.

民法第四百四十六条ニ能力ヲ有セザル者ニ対シテハ時效中断ノ効力ヲ生ズルモノトシテ能力ヲ有セザル者ニ対シテハ時效ノ中断ヲ妨ケルモノトス. 故ニ法律上之ヲ保護シテ停止ノ効果ヲ与フルモノトス. 即チ民法第一百五十八条ニ未成年者及禁治産者ハ其法定代理人ニ対シテ有スル権利ノ為ニ其能力ヲ有セザル間及ビ代理人ガ就職セザル間ハ6ヶ月以内ニ時效完成セズトアリ.

[illegible]立法例一般ナルガ一ノレトシテ 例外的ニ於テハ財
[illegible]ハ其他純力者ハ一方 財産停止ノ効力ヲ有シ
[illegible] カクノ如キガ一般ノ場合ニ財産ニ関セズシテ財産刑ト
[illegible]ケル一般刑ノ内容ニ関セズ 純力者ノ保護ニアツテ此ノ
[illegible]ガ為メ、故ニ世世代代ニ引キ継ガレタル遺産ノ存置ニ付テハ
[illegible]ハ純力者ト保護ニ一致シ 財産ノ一部ト云フコトガ
[illegible]法、日頃ニ於テ之ノ財産停止ノ効力ヲ有スル純
[illegible]ハ財産刑ニ関シ純力者ニ限ルモノトス、一般ニ純力者
[illegible]ト準禁治産者、勿論日刑者ノ有セズ 何トナレバ
[illegible]ハ純力者ハ日純力ノ範囲狭ク而シテ一般人ハ
[illegible]ノ状態ノ保護ノ為メニ一般ノ状態ノ如キニ過ギズ 此ス
[illegible]ハ常ニ其他ノ状況ガ変化シタル結果 此等者ガ欠
[illegible]ル場合ニ過ギズ 補欠ニ一方ニ於テ(156条)
[illegible]ハ第三者ハ禁治産者ノ状ニ日保護ヲ要スルニ至ツタル
[illegible]ハ二ツノ純力者トシテ 財産刑ニ関シ6ヶ月間
[illegible]ノ法定代理人ヲ有セザル場合 即チ純力者トシテ
[illegible]ツ後位ノ法定代理人ガ欠ケテヲル時ニハ 裁判所ハ
[illegible]ハ財産刑ニ関セザルコトヲ(158条) 何故ニ範囲ヲ
[illegible]ハ日ノ純力者ハ二ツノ法定代理人ガ
[illegible]的意ノ保護ニ 財産権ノ変化セザルニ方デ
[illegible]ノ単独ニ一ツ宛ノ法定代理人ガ二人ヲ有
[illegible]ハ法定代理人ガ欠ケル場合ニ 裁判所ハ
[illegible]ト代カテ 一般禁治産ノ如キ一ツノ過ギ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible] 代理人が欠缺[illegible] 6ヶ月[illegible] 2名[illegible]
[illegible] 新[illegible] 一般的[illegible] 言ヒ[illegible]
[illegible] (159条) 4ヶ月[illegible]
[illegible] 前[illegible] 大[illegible]
[illegible] 代理人[illegible]
[illegible] 停止[illegible] 場合[illegible] 停止[illegible]
[illegible] 停止[illegible] 代理人[illegible]
[illegible] 停止[illegible] 代理人[illegible]
[illegible] 停止[illegible]

[illegible] 停止

[illegible] 停止[illegible] 法[illegible]
[illegible] 停止[illegible] 場合[illegible]
[illegible] 停止[illegible] 場合[illegible]
[illegible] 停止[illegible]
[illegible] 代理人[illegible] 選任[illegible]
[illegible] 選任[illegible]
[illegible] 選任[illegible]
[illegible] 選任[illegible]
[illegible] 選任[illegible]
[illegible] 選任[illegible]
[illegible] 選任[illegible]
[illegible] 選任[illegible]

又、外ノ点ガ、おなじ外部ニ変ニ抵抗ガ一つト知ラザル為ニ
ダケニ其抵抗ガ外部ニ対シテ内部ニ一つアルカヲ知レズ又
[illegible]人ニ外ノ抵抗ガ有ニ[illegible]ヲ知ルニ何人ニ外ノ抵
抗ガ内部ノ内ニ[illegible]ナレバ[illegible]ガ状態ガ知レル
ノガ意ト思ヒマシテ[illegible]ヲ知ルニ[illegible]
[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]
[illegible]ヲ外部[illegible]ヲ[illegible](160番).
[illegible]ヲ外部抵抗ヲ[illegible]外部停止ノ内部ヲ[illegible]
[illegible]ガ正シカラズ 何トナレバ停止ヲ外部抵抗ヘ[illegible]
[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ

取得時效ノ目的タル一ツヤウベキ權利ハ財産權ナリ。

例外トシテ財産權ニアラザルモノモ目的トナルコトアリ。

(1.) 法律ノ明定シタルモノ。即チ地役權ノ如キ隣地ノ需要ニ應ジテノミ設定シ得ルモノ。

(2) 權利ノ性質ニ基因スルモノ。

地位權（占有權、先取特權、抵當權、質權）ハ元ヨリ債權ト分離シテ單獨ニ取得時效ノ目的タルコトナシ。

占有權ニ伴ヒ時效ニヨリテ取得スルコトアリ。

扶養ヲ受ク權利ヲ一ツノ專有ノ權利トシテ時效ニヨリ取得スルコトアリ。

取得時效ノ目的タルベキ權利。

例外。

283.

地役權ノ繼續及ビ表現ノミニ限リ時效ニ因リテ之ヲ取得スルコトアリ。

[illegible]

[illegible]

[illegible]

所有権ノ取得時効特別ノ一条項

[illegible]

第二節 所有権取得時効ノ要件

[illegible]

I. 所有権ノ取得ノ要件

1. 占有. 第一, 占有.

[illegible]ノ要件トシテ 第一ニ 物ヲ所持スル 所謂 [illegible]
[illegible]ノ要件トシテ 第二ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第三ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第四ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第五ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第六ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第七ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第八ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第九ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第十ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第十一ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第十二ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第十三ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第十四ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第十五ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第十六ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第十七ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第十八ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第十九ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二十ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二十一ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二十二ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二十三ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二十四ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二十五ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二十六ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二十七ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二十八ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二十九ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第三十ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第三十一ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第三十二ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第三十三ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第三十四ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第三十五ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第三十六ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第三十七ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第三十八ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第三十九ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第四十ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第四十一ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第四十二ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第四十三ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第四十四ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第四十五ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第四十六ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第四十七ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第四十八ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第四十九ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第五十ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第五十一ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第五十二ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第五十三ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第五十四ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第五十五ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第五十六ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第五十七ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第五十八ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第五十九ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第六十ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第六十一ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第六十二ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第六十三ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第六十四ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第六十五ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第六十六ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第六十七ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第六十八ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第六十九ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第七十ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第七十一ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第七十二ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第七十三ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第七十四ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第七十五ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第七十六ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第七十七ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第七十八ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第七十九ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第八十ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第八十一ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第八十二ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第八十三ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第八十四ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第八十五ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第八十六ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第八十七ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第八十八ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第八十九ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第九十ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第九十一ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第九十二ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第九十三ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第九十四ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第九十五ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第九十六ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第九十七ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第九十八ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第九十九ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百一ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百二ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百三ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百四ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百五ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百六ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百七ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百八ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百九ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百十ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百十一ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百十二ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百十三ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百十四ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百十五ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百十六ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百十七ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百十八ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百十九ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百二十ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百二十一ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百二十二ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百二十三ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百二十四ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百二十五ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百二十六ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百二十七ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百二十八ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百二十九ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百三十ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百三十一ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百三十二ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百三十三ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百三十四ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百三十五ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百三十六ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百三十七ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百三十八ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百三十九ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百四十ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百四十一ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百四十二ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百四十三ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百四十四ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百四十五ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百四十六ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百四十七ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百四十八ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百四十九ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百五十ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百五十一ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百五十二ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百五十三ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百五十四ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百五十五ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百五十六ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百五十七ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百五十八ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百五十九ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百六十ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百六十一ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百六十二ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百六十三ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百六十四ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百六十五ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百六十六ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百六十七ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百六十八ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百六十九ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百七十ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百七十一ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百七十二ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百七十三ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百七十四ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百七十五ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百七十六ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百七十七ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百七十八ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百七十九ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百八十ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百八十一ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百八十二ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百八十三ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百八十四ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百八十五ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百八十六ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百八十七ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百八十八ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百八十九ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百九十ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百九十一ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百九十二ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百九十三ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百九十四ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百九十五ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百九十六ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百九十七ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百九十八ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第百九十九ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百一ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百二ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百三ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百四ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百五ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百六ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百七ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百八ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百九ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百十ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百十一ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百十二ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百十三ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百十四ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百十五ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百十六ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百十七ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百十八ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百十九ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百二十ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百二十一ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百二十二ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百二十三ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百二十四ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百二十五ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百二十六ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百二十七ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百二十八ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百二十九ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百三十ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百三十一ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百三十二ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百三十三ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百三十四ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百三十五ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百三十六ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百三十七ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百三十八ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百三十九ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百四十ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百四十一ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百四十二ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百四十三ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百四十四ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百四十五ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百四十六ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百四十七ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百四十八ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百四十九ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百五十ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百五十一ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百五十二ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百五十三ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百五十四ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百五十五ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百五十六ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百五十七ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百五十八ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百五十九ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百六十ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百六十一ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百六十二ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百六十三ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百六十四ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百六十五ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百六十六ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百六十七ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百六十八ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百六十九ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百七十ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百七十一ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百七十二ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百七十三ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百七十四ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百七十五ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百七十六ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百七十七ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百七十八ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百七十九ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百八十ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百八十一ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百八十二ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百八十三ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百八十四ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百八十五ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百八十六ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百八十七ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百八十八ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百八十九ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百九十ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百九十一ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百九十二ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百九十三ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百九十四ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百九十五ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百九十六ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百九十七ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百九十八ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第二百九十九ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第三百ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第三百一ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第三百二ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第三百三ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第三百四ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第三百五ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第三百六ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第三百七ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第三百八ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第三百九ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第三百十ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第三百十一ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第三百十二ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第三百十三ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第三百十四ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第三百十五ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第三百十六ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第三百十七ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第三百十八ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第三百十九ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第三百二十ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第三百二十一ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第三百二十二ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第三百二十三ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第三百二十四ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第三百二十五ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第三百二十六ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第三百二十七ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第三百二十八ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第三百二十九ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第三百三十ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第三百三十一ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第三百三十二ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第三百三十三ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第三百三十四ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第三百三十五ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第三百三十六ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第三百三十七ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第三百三十八ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第三百三十九ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第三百四十ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第三百四十一ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第三百四十二ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第三百四十三ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第三百四十四ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第三百四十五ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第三百四十六ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第三百四十七ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第三百四十八ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第三百四十九ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第三百五十ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第三百五十一ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第三百五十二ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第三百五十三ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第三百五十四ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第三百五十五ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第三百五十六ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第三百五十七ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第三百五十八ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第三百五十九ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第三百六十ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第三百六十一ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第三百六十二ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第三百六十三ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第三百六十四ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第三百六十五ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第三百六十六ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第三百六十七ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第三百六十八ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第三百六十九ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第三百七十ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第三百七十一ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第三百七十二ニ 物ヲ所持スル 意思ノ有スル
[illegible]ノ要件トシテ 第三百七十三ニ 物

[illegible]が不[illegible]強暴ニ隠秘セラレタリ。(1)[illegible]カ一[illegible]
セザル一方デ強度ノコノ批判ノ時機ヲ[illegible]ニ[illegible]タリ
単ニ中断シテ、時期ニ先ダチテ[illegible]ハ[illegible]
1/2年 20年元々トナリ 2年ノ中断ヨリ独立シテ[illegible]
[illegible]ノ強度ヲ今要トスルワケ (2)[illegible]暴ニ[illegible]
[illegible]ニ即チ予測セザル一方デ暴ヲ強度ニ[illegible]
[illegible]ノ場合ノ時期ニ進ムモデ強暴ノ世界
[illegible]ノ有効ナ[illegible] (3)隠秘セラレタル[illegible]
[illegible]取ル[illegible]ヲ[illegible]

2. 禁物 (20[illegible]之ヲ秘スル[illegible]ヲ[illegible]
[illegible]即チ[illegible]暴ニ[illegible]デ[illegible]

II. 所有権A, 財物 (カニ) 所有権ニ対スル一般的ニ切ル時期。
分割

[illegible]ノ原料ヲ一切ノ時期ノ期限ニ20年ニ十年ヲ[illegible]
[illegible]20年ヲ隔テル場合ニ30年ガ[illegible]
[illegible]ニ[illegible]
[illegible]ノ場合ニ10年ニ[illegible]時期ニ[illegible]
[illegible]ニ[illegible]
(62条2項) [illegible]他人ノ所有物ヲ知ラザル[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ノ[illegible]他人ノ所
[illegible]ヲ知ラザル[illegible]知ラザル[illegible]
[illegible]
[illegible]

(1) 年稽見ノ公条ニ仲裁ノ条件トシテ他人ノ所有ト称スル者ノ20年間ノ所有権ヲ認ムルコトヲ (162.I.)

(2) 年稽見ノ公条ニ動産ノ所有ヲ始メタル者ガ善意ニテ見ノ過失ナキトキハ即時ニ其動産ノ上ニ権利ヲ取ル (192.)

(3) 年稽見ノ公条ニ仲裁ノ条件トシテ他人ノ種畜ヲ所有スル者ガ所有ヲ始メタル者ガ善意ニテ見ノ過失ナカリシトキハ即チ種畜ノ仲裁ヲ取ル。(162.II.)

(4) 仲裁ノ公条ノ期限ハ20,10ヲ経ルニ過ギズ。(163)

~~仲裁ノ条件ニテハ特別ノ事情ノ要件ニテ善意ノ過失ト正権原ヲ必要トセリ~~ 即チ意思、瑕疵ナシ即チ所有者ノ善意ノ過失ナキ事ヲ必要トセリ 日本ニ於テハ仲裁ヲ認ムルモノ日本民法ニ於テハ若干修正ヲ加ヘテ採用セラレタリ 即チ善意ノ過失ナキ事ヲ必要トセリ 即チ意思、瑕疵ナシ即チ所有者ノ善意ノ過失ナキ事ヲ必要トセリ

~~仲裁ノ条件ニテハ特別ノ事情ノ要件ニテ善意ノ過失ト正権原ヲ必要トセリ~~ 即チ意思、瑕疵ナシ即チ所有者ノ善意ノ過失ナキ事ヲ必要トセリ 日本民法ニ於テハ仲裁ヲ認ムルモノ日本民法ニ於テハ若干修正ヲ加ヘテ採用セラレタリ 即チ善意ノ過失ナキ事ヲ必要トセリ

~~仲裁ノ期限ハ~~ 即チ要件ノ期限ハ10年ヲ経過スルニ過ギズ 即チ所有者ノ所有ノ事実ヲ信ジテ(民法162) 日本ノ仲裁ノ期限ハ10年ト定メタリ 即チ所有者ノ所有ノ事実ヲ信ジテ(民法162) 日本ノ仲裁ノ期限ハ10年ト定メタリ

所有ノ始メニ於ケル善意ノ過失ナキ者ハ常ニ有利ナリ 所有者ノ善意ノ過失ナキ者ハ常ニ有利ナリ

~~所有権ノ~~ 取得時効ノ中断ノ原因ハ所有権ノ取得時効ニ於テモ異ナラズ 即チ 所有者ノ善意ノ過失ナキ者ハ常ニ有利ナリ

(第三目) 取得時効ノ中断

取得時効ニ於ケル中断ノ原因ハ所有権ノ取得時効ニ於テモ異ナラズ 即チ 所有者ノ善意ノ過失ナキ者ハ常ニ有利ナリ

~~取得時効ノ中断ノ原因ハ所有権ノ取得時効ニ於テモ異ナラズ~~

第二 財産税に対する財産税の取扱方法

財産税に対する財産税は取扱方法の明白なるものとして其財産税範囲に限定されしこと及び財産税の賦課期日前に譲渡されたる財産税の取扱方法に関する疑義大部分なりしも財産税に対する財産税は之に反し大部分なりしこと及び財産税の取扱方法に関する疑義は財産税の取扱方法と同一なりしこと(205)及び其取扱方法は次の通りなりしこと 即ち20年8月1日以降に譲渡せられたる財産税は旦つ公定価格に基づき其財産税の取扱方法と同一なりしこと及び其財産税は譲渡者に対する財産税の賦課期日前10年を経過するものなりしこと(163)。

(前章につづく)

(164条) 然るに此の点に関する疑義は譲渡者に対する財産税の賦課期日前に譲渡されたる財産税(150条) 及び譲渡者に対する財産税の賦課期日前に譲渡されたる財産税(203条) 及び取扱方法中断なりしこと 例へば譲渡者に対する財産税と他人の為に譲渡したる財産税との取扱方法に差異ありしこと 譲渡者に対する財産税は譲渡者に対する財産税の取扱方法中断なりしこと 譲渡者に対する財産税の取扱方法は他人の為に譲渡したる財産税の取扱方法と同一なりしこと 他人の為に譲渡したる財産税の取扱方法は譲渡者に対する財産税の取扱方法と同一なりしこと 譲渡者に対する財産税の取扱方法は他人の為に譲渡したる

予約売買は特別の契約をなすにあらざれば消滅時効にかゝらざる例外アリ。

(1) 定期売買の回復 966.

(2) 隠れたる瑕疵 959.

(3) 利息の一時支払の面倒 1022.

売買は特別の契約なる消滅時効に係る。また売買中にそれ以外の特殊の契約の消滅時効に関係アリ。

(1) 所有権

(2) 担保権 (売買トシテ多数発達、法定ノ担保期間10年ニ至ル。故ニ担保ノ権利ニ対シテ消滅ニ関シ一般ノ10年ニ比シ360)

(3) 抗弁権 請求権ノ一部ニ対シ消滅時効ニかゝる

(4) 表決権

(5) 分割権 256. 共有ノ物ノ分割ノ請求ニ対シ消滅時効

ル。然ラバ何ニ関アリヤ。之ニ答ヘテ曰ク、後述アラントスル。今如何ニ
ハ一ヶ月アリ。是所有ニ。特別ナル。然ルニ、物権ニ対スル
債権ノミ。之ニ対スル。全部ニ債権ニ対セザル。行使ノ内容ニ
物権ニ対スル。債権ノミ。消滅ノ量ニ対スル。物権ノ範囲ノ
ヨリ生ル。即チ物権ニ。全部債権ニ対スル。債権ノ
ハ。ニ一ヶ月ニ対スル。(899条) 債権ニ。共通ニ。紀消
滅時効ニかゝる。疑ヘ。物権債権ニ対シテ消
滅時効ニ。物権ノ。消滅時効ニかゝる。物権ノ。
ニ。物権ノ。消滅時効ニかゝる。物権ノ。
ニ。物権ノ。消滅時効ニかゝる。物権ノ。
ニ。物権ノ。消滅時効ニかゝる。物権ノ。
ニ。物権ノ。消滅時効ニかゝる。物権ノ。
ニ。物権ノ。消滅時効ニかゝる。物権ノ。
ニ。物権ノ。消滅時効ニかゝる。物権ノ。
ニ。物権ノ。消滅時効ニかゝる。物権ノ。
ニ。物権ノ。消滅時効ニかゝる。物権ノ。
ニ。物権ノ。消滅時効ニかゝる。物権ノ。
ニ。物権ノ。消滅時効ニかゝる。物権ノ。
ニ。物権ノ。消滅時効ニかゝる。物権ノ。
ニ。物権ノ。消滅時効ニかゝる。物権ノ。
ニ。物権ノ。消滅時効ニかゝる。物権ノ。
ニ。物権ノ。消滅時効ニかゝる。物権ノ。
ニ。物権ノ。消滅時効ニかゝる。物権ノ。
ニ。物権ノ。消滅時効ニかゝる。物権ノ。
ニ。物権ノ。消滅時効ニかゝる。物権ノ。
ニ。物権ノ。消滅時効ニかゝる。物権ノ。

[illegible]所謂分割ノ[illegible]ハ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]ノ

アラズ。見ジカイ一部ガ外部ヲ形成シテヰルガ、他ノ小部分ハ外部ト半断ス又完全ニ切レテヰルト言フ外部ノ部分トハ別ノ他ノ地地ニヰテ一ノ部分ヲモツテ一ツノパートヲ構成ノ場合ニアラズ。右ノ例ニヨリテ明ラカニ知ル如ク一枚ノ内膜ガ一枚ノ内膜外部ヲ保ツトキハ内膜ガ一ヨリ始メト其外ノ外部ガ他ノ一ヨリ出来ヲ内膜ヲ切レタトキハ、即チ内膜外部消失セバ(166番一図)。即チカラ見テ再三述ベタ如ク内膜外部ト所ノ外部トハ全ク其例ヲ異ニス内膜外部ハ他ノモノ

消滅外部ト所ノ外部ノ差異。

ヲ所ノ外部ハ他ノモノ完全ニ一ツノ部分ガ一ヨリ出ルモノ

ナリ二個ノ事柄ハ一ツ如チ他ノ他ノ他ニ一枚ノ内膜ガ一枚ノ内膜ガ有ル。内膜外部ハ他ノモノ別ノ部分ヲ有ル。即チ内膜外部ハ原形ノ場合ニ於テ一ノ部分ヲモツテ一ツノパートヲ構成ノ場合ニアラズ。右ノ例ニヨリテ明ラカニ知ル如ク一枚ノ内膜外部ハ一ヨリ始メト其外ノ外部ガ他ノ一ヨリ出来ヲ内膜ヲ切レタトキハ、即チ内膜外部消失セバ(166番一図)。即チカラ見テ再三述ベタ如ク内膜外部ト所ノ外部トハ全ク其例ヲ異ニス内膜外部ハ他ノモノ別ノ部分ヲ有ル。内膜

定期金債権ノ市場価格

第一ニ債権ハ他ノ財産権ニ比シテ一ツノ変ニ債権ヲ除クノ外
一般ノ財産権ハ20年ニシテ消滅スルニ対シ債権ハ10年
ノ効力ヲ有スルニ過ギズ(167条)。消滅時効ノ適用ノ債権ハ
其ノ大部分ヲ堅牢ナラシメ利子ノ如キモノニ対シテハ僅ニ10年
間ノ効力ヲ与ヘタルニ過ギズ。10年ノ期ヲ経テ如何ニ他ノ財産
ガ消滅シ失ハルルモ
ガ如キニ大部分ノ債権ハ尚ホ存在シ得ルモノ多シ。然ルニ
財産権ニハ20年ヲ経過シ其権利ガ消滅シ
タルモノニ対シテハ10年ヲ経過セバ
ヲ以テ充分ニ有力ナル証拠ナリト思ハレタルニ過ギザルモノ
債権ノ通常ニ之ヲ使用スル場合ニ於テハ
物件ノ固有ナル債権ノ性質ニ基キ
債権ノ時効ノ時間ニ関シテハ
ノ如キモノ多シ。
定期金債権ノ時効ノ期間ハ(168条)
定期金債権ハ定期ニ金銭其他ノ給付ヲ為ス債権ノ
一ノ総称ニ過ギズ。一生ノ間毎月毎年ノ金額ヲ支払フ
債権ハ勿論定期金債権ハ定期金ヲ分ツテ
定期ニ限ラズ通常金銭ヲ以テ支払ハルルモノ
定期金債権ニ対シテハ其時効ノ期間ハ
債権ハ定期金ヲ分ツテ
債権ハ定期金ヲ分ツテ

[illegible]

[illegible]（169条）に小色都を陽花アヤビ 思いて此最も新
皆都の陽花 外部都門門 10年以来スベテをトスエい 30都
[illegible]最初に色都を陽花 [illegible]
[illegible]
[illegible]
[

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

法學博士富井政章講述

民法物權法講義

明治四十三年十月

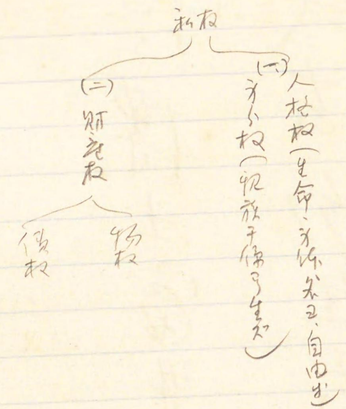

物權法

富井博士講述

緒言

物權ノ性質及内容

凡ソ財産ノ保護ニ必ヤ人ノ他ノ者ニ対スル一種ノ力ヲ分チテ今和訳セバ
ニ分チテ二ツトス　一方ニ他人ニ人格ノ尊重ヲ要求シ生命身
体、名誉ヲ害サザルコトヲ要求スルモノ、他ノ一方ニ他人ニ財産ノ上ニ直接ニ支配ヲ及ボスモノ、前者ハ
対人ノ権ニ帰属スルモノ、後者ハ対物ノ権ニ帰属スルモノ　財産ハ*ソノ性質ト
異ニスル物質ナルガ故ニ財産ニ対スル支配ハ一ツノ部類ニ分ケ
人格ノ者ニ対スルモノトス　故ニ私法ノ推移ハ二ツノ部
類ニ人格権ト物権ト財産権ニ別レテ一ツハ人ノ身ニ関シ他ハ物ニ関スル
物権ハ別ニ更ニ一歩ヲ進メテ民法ノ重ミヲ置クモノニ物権
ノ支配ヲ性質ニ基ケバトイフベシ　財産権ニ対スル支配ハ
物ニ財産ヲ対象トスルモノニ過ギズ　物権法ハ即チ財産
権ニ関スルモノトス　財産権ニ関スル強要アル義務ヲ有スル債権
債権ハ即チ二ツノ一般的性質ヲ有スルモノトス　通常ノ人
生活ニ必要ヲ満ス事ハ此ノ二ツニカヽル　故ニ民法ハ
物権ト債権ト二ツノ物権ト債権トニ民法ノ二大要素ヲ分ケ
テ居ル　然ルニ物権ハ人ノ人ニ対シテ多数ノ物ニ対スル
一種ノ人格ニ人格ノ合一ト物権ハ物ニ対スル性質ニアラズ
ト雖モ人ノ生活ニ必要ナル物ニ対スル支配ハ人ノ生活ノ基礎
ニ基ク基礎トイフベシ　其内容ハ次ノ如ク説ケバ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]特殊性、個別性ナリ。[illegible]ガ[illegible]ナリ。[illegible]ハ[illegible]ナリ。[illegible]
[illegible]ノ土地ノ[illegible]ノ性質ヲ密接ニ連絡シテ[illegible]ト[illegible]ト[illegible]
[illegible]常ニ[illegible]ガ[illegible]ガ[illegible]構造ノ如キハ[illegible]ト[illegible]
[illegible]ノ性質ニ[illegible]ノ変化ノ後クラシ[illegible]ト[illegible]
[illegible]ニ[illegible]ガ[illegible]ガ[illegible]施ノ前ニ[illegible]
[illegible]施ノ[illegible]研究ニ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]
[illegible]ノ性質ノ研究ニ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]
[illegible]ノ[illegible]ガ[illegible]ガ[illegible]ガ[illegible]。[illegible]ノ[illegible]
[illegible]ノ常ニ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]
[illegible]ノ

土方——法令ノ範圍内ニ於ケル支配ニ関スル形式ナリ。 定義

二ハ[illegible]、[illegible]
ハ[illegible]
[illegible]

第一編
総論

第一章　物権ノ本質
第二章　物権ノ客体
第三章　物権ノ効力
第四章　物権ノ取得
第五章　物権ノ消滅

第一章　物権ノ本質

物権トハ(1)物ニ一定ノ利益ヲ享受スル(2)独立ノ権利ヲ云フ。之ヲ他ノ物権ニ対シ物権ニ対シ特性ヲ挙ク。第一ニ主体ハ物ニ対シ直接ニ支配スルコトヲ得ル。第二ニ他人ニ対シ排他的ニ効力ヲ有スル。

第一ノ点ニ於テ物権ハ他人ニ対シ一定ノ利益ヲ享受スル主体ハ物ヲ直接ニ利用シ得ルカラ、他人ニ対シ他権ハ大ニ其趣ヲ異ニス。又他ノ債権ニ対シ物権ハ其内容ヲ異ニス。所ナリ。今ココニ一定ノ利益ト云フモ他権ハ特定人ニ対シテノミ一定ノ要求ヲ為シ得ルモノニシテ他権ノ内容ヲナスモノニシテ物権ハ一定ノ特定人ニ対シテ他人ニ対シ要求ヲ為シ得ル者ニ主体ニ其物ニ対シ支配ヲ為シ得ルモノニシテ之ハ物ニ対シ直接ニ支配ヲ為シ得ル人物権ハ他人ニ対シ他人ニ対シテ支配ヲ為シ得ル人物権ハ他人ニ対シ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

第二章
物權ノ要素

物權ノ二要素ハ第一ニ主体ト目的(客体)トナリ

第一節　物權ノ主体

物權ノ主体ニ就テハ二ノ見解アリ第一ノ見解ニヨレバ物權ハ人ト人トノ関係ナリ故ニ物權ノ主体ニハ必ズ二ノ物アリ即チ能動的及ビ受動的ニ其関係ノ客体ニシテ相対スルモノアリテ物權ハ人ト人トノ関係ナリトスルモノ　而シテ能動的主体ハ物權ノ権利者ニシテ一定ノ義務者ニ対シ一定ノ行為ヲ要求スル権利ヲ有スルモノトスルニ反シ受動的主体ハ一般ノ特定ノ人ナリ　此場合ニ一般ノ義務ヲ負担スルトスル物權ノ権利者ト義務者トハ常ニ相対的関係ヲ保ツ　例ヘバ一定ノ人ニ対シ一定ノ行為ヲ要求スル権利ヲ有スルモノトスルガ如キ是ナリ　此見解ハ正シト思フ　即チ其論拠トスル所ハ一ノ例ニ過ギズ　之ヲ物權ニ適用シテ物權ハ人ト人トノ関係ナリトスルモノ　其論拠トスル所ハ物權ノ主体ハ必ズ二ノ物アリテ相対スルモノナリトスルモノ　其論拠トスル所ハ物權ノ性質ヲ誤リ又ハ物權ノ目的ヲ誤リタルモノニシテ物權ノ性質ヲ誤リタルモノトスルモノ　之ハ物權ノ目的ヲ誤リタルモノトスルモノ　之ハ物權ノ目的ヲ誤リタルモノトスルモノ　物權ノ目的ハ物權ノ目的ニ過ギザ

Windscheid

1. ~~Zwang~~ .. von der Rechtsordnung verliehene Willensmacht
od Willensherrschaft トイフモノ 意思ノ力トデモイフノカ
(概念)

2. 個人意思ノ力ニ依リ
ソノ作ッタ法律ノ力ガ及ブ範囲トイフモノ

3. Ihering .. rechtlich geschütztes Interesse トイフモノ

4. 勢力説 — Windscheid ニ対シテハ云ハレテヰルケレドモ
権利主説
否権利主ハ勢力説ヲ論駁シ如何ニモ
ナニ得ナイ — 性質トイフモノ

権利主ハ完全ニ客観ト一致シテ他人ニ対シテ力ヲ有シ正当ト認メラレテヰルコトヲ力ト云フモノ

批判, 目的, 意義.

ハ所有権者ノ能力ヲ限ラレタモノトナル。

物権ヲ力説ニ能力説ヲ力説能力ニ変ヘタノハ前学者ノ説ヲ批判シテ新説ヲ造ロウトシタ一特ト言ヘル。

第二節 物権ノ目的.(内容)

凡ソ権利ノ目的ト云フニハ権利ノ内容ノ意味ナリ 今ココニ物権ノ一般的要素ヲ云フノ目的ト(直接的目的)ニハ一ツノ物ヲ支配シ利用スルコトナリ 即チ一人ノ人ニ対シテ得ル一種ノ意味ヲ云フナリ 其内容ハ広範囲ニ及ブモ ココニ物権ニ基キテ発生スルトキハ特ニ物権ノ目的ト云フ。実ニ権利ノ内容トスルモノガ違ヒタルトキ 点線ヲ一般ノ目的ノ有リ得ル限リ如ノ用例ニ使ヒタルモノニアリ。

ココニ目的物トイフ語ヲ云フ。物権ノ有ル一方ガ支配ヲ為シ得ル目的ヲ云フナリ 目的物ヲ云フ 此ノ目的物ニ対シテ支配ヲ為シ得ル目的ノ一部分ニ過ギズ 目的ノ内容ヲナスト雖モ目的自体ニアラズ 即チ見タル目的ノ如ク目的物ヲ云フトキハ目的物ノ全ク用フルモノナリ 目的物トイフ語ヲ用ヒルトキハ目的物ノ一部ヲ用フルモノナリ 即チ目的物ヲ云フ有体物ノ部ニ属スルモノニ過ギズ 即チ目的物トイフモノハ目的ノ内容ヲ見タル目的ノ内容ヲ見タルトキハ 即チ目的ノ内容ヲ見タルトキハ 即チ目的ノ内容ヲ見タルトキハ 即チ

物性の目的物の要件

[illegible]

[illegible]

[illegible]

物權ノ目的物ニ一定ノ金額ナル債權、年額ノ利息ノ金額ノ債權
等ノ如キ物質的物ノ形ヲトラズ ソレ自体ハ物權ノ目的物タルヲ妨ケズ。
(和2)ノ物權ノ目的物ノ各個ノ部分ガ一体トシテ、ソノ集合体ガ物權
ノ目的ヲナスモノニ限ルコトデ、例ヘバ、建物、倉庫、商店ナドノ如キ集合
体ガ物權ノ目的トナルコトハアルケレドモ 建物ト其敷地ガ別個ノ一体ヲ
ナシテ物權ノ目的トナルコトナシ。又ガ集合物ニ就テモ今例ニ挙ゲタ
如キ集合体ヲ一ツノ物ノ如クニ扱ヒ、全体ガ売買サレタリ、全体ガ売買サレタリ
建物ガ一円ヲ超ヘル金額ニ付テノ売買ニ登記ヲ要スルコトヤウナリ 物權ノ
中ニテモ、ソレ自体ガ売買サレタリ 保存トシテノ行ハレタリ 例ヘバ、倉庫ニ入レタル
穀類ノ如キ、新ニ生ジタル物ニシテ)ノ場合ニ、ソノ一ツノ部分ガ
物權ノ目的トナルコトハアルケレドモ 出ラレテ独立ノ物權ガ別個ニ又ハ
異ナル集合体ニ加ハル物ニ就テハ、物權設定ノ目的トナリ得ルコト
ハ物權的物トシテ、単ニ事実ノ上ニ別個独立ノ物ヲナシテ居ルノミニテ
物權ニガ出来ナイ。ソノ場合ハ外ニ一般ノ如キ見ル人ノ意思ニ
依ルノ一般ノ。

物權ニ之ヲ特定財産(ソノ目的トスル一定ノ財産ヲ一般ニ行フノ中ニ使用
ノ使物ヲ行フ)ニ物權ノ目的ヲ一ツトスルコトヲ定メタル 之ヲ物權設
定ノ如キ特定法ニ基ク特權ノ一般ニ一般ノ基ク特權ト呼ブ。
物ノ部分財産ノ上ニ有ル(O.O.ヲ参)ニ、物權ノ性質ノ面ヲ見ルト一ツ
ノ物ノ、即チ一般ノ基ク特權ニ入ルモノ 他ノ部分財産ヲ一ツノ者ニ見テ
ノ上ニ有ルトイフコトヲ 例ヘバ財産ノ上ニ有ルトイフ如キ場合ニ記サレ
タ(四)、物權ノ目的ヲ物ノ全部ニ及ボスコトヲ要シ、即チ物權ノ効力ハ
上ニ有ルコトハ、ソレニ全部一切ノ支配ヲ、即チ種ヲ個別ニ内容

ナホ国有財産ハ公ノ国有財産ニアラズ、土地定着物（竹木ノ類）ハ立木、樹山、
立竹木、家屋

などは、これらの物が動かすことのできないもの、
部分的に一体をなしているもの、
一部分的に一体をなしているもの
または一部分は一部分で独立して存在しうるが、
全体の一部分として使用されているもの、
内容物が容器のなかにあるもの、
物の性質上、移動が難しいもの、
または大部分
その容積物体中の最も固定した部分までが整備されていない
点から物、人工的に一体をなす物、多くの部分が
これら例は機械に附属品、別に大小部分を見ると
釘とかウムニアリのように別に機械の一部分が
品が共板釘で方法上物性質をもつものが、えつまづきた
ように例は、型がこつこつ定りしようとスレ、こつ断片的と物性的
物ナルと最初型というように別と機型が、其形を
命ずる時ある一つの機型が物性的物ナラバ
但時部分ノ物性的ナルモノ、今土地ニ附ケレバ土地ニ就テ
一、地、等ニ於ケル器物物性的ナルモノ、家ニ就テ、就テ、就テ
性的物ハ一つのもの、これ土地家ノ但時部分ナリ但書ナリ
性ニ一物ノ如ク、其最も一部分ナリ、
但時部分ノ但書ナリ土地定着
物ハ物ヲ指ス（86条一項）。定着物ニ就テ不動産ト認ム。定着物ハ
建築物ノ定着物ハ土地ト別ナル不動産ト見ルコトハ解釈上正しカラズ。但
86条ニ於テ不動産トニ[illegible]ニ建ニ土地ト別ナル不動産ト見ルコト
ヲ第1ノ場合ハ物ハ物ニ動産ノ方デトスルト解シ、
壊ニ時ノ家ノ倉庫ニ動産ノ方、物ノ夢ニ時ノ
ノ倉庫ニ動産ノ倉庫ノ第1ノ場ハ
ノ原ノ 242条ノ但書ノ時、定着物ハ土地ト別ナル不動産ト

物権ノ目的物タルベキ物ニ係ルカ、二カヲガ一要件。

[I.] 物権ノ目的物ハ物ナルカ、二カヲ。

物ハ一有体物ナリ。
有体物ハ一部分ニ物権ノ目的物タルカ、二カヲ。
物ハ一部ニ物権ノ目的物トセラレタル場合ニ、ソノ土地ノ目的物トセラレタル。

[II.] 物権ノ目的物ハ特定物ナルカ、二カヲ。

故ニ種類ノ代替物(米、麻)ハ直接物権ノ目的物ノ一ツタルコトアル特定物ノ代ハリ得ルノ性質ヲ有スル目的物ノ一ツタル。

空間ノ限ラレタル一部意

[III.] 物権ノ目的物ハ独立ノモノナルカ、二カヲ。物ノ集合体ガ物権ノ目的ヲ一ツ得ルカ。

但シ集合体ガ一ツノ物トスル旨ノ法律上ノ明文ノ場合ニ限ル(書庫管理)

[IV.] 物権ノ目的物ハ物ノ全部ヲ一ツ要ス。即チ物権ハ一部ノ上ニ有スルコトナシ。

(§1.242.)
空間ノ限ラレタル部分ハ一部ニ過ギズ。土地ノ定ノ一部ハ定ノ一部ニ過ギズ。
ザルニカヲ。空間ノ限ラレタル部分ハ一部ニ過ギズ。
実例。例ヘバ土地ノ一部ヲ目的トスル所有権ニ見ルカガ一カヲ。
單意空間ノミ物権ノ目的ト為ル場合ハ一部ニ過ギズ。
一カヲ。

(1.) 即チ物権ハ物ノ全部ヲ一ツ要ス。

例外。

イ) 占有権ハ物ノ部分ノ上ニ有スルコト(即チ付属ニ所有ノ上ニ有ス)

ロ) 建物ノ所有権ハ他ノ部分ノ所有ニ一ツナル(208)(ホンモノ一部ノ建物ノ所有ノ場合)

ハ) 果実ニ物ノ分離セザル中ハ元ノ所有者ノ所有ニ一ツナル(213.323)

ニ) 果実ニ他ノ部分ノ一部ニ過ギズ 独立権ハ直接ニ果実ニ及ブ(371)

(2.) 物権ハ單ニ空間ノ上ニ存スルコトナシ。

例外。

イ) 建物。

ロ) 立木。

見シカ法律ノ解釈トシテ、両者ノ区別ハ一部ニ過ギズ。物権ハ部分ノ上ニ有スルモノ、所有権ハ定ノ物ノ全部ニ一ツ土地ノ目的物ノ部分ニ有スルモノト。

故ニ前段一番ニ述ベタル如ク所有権ハ定ノ物ノ上ニ絶対ノ権ヲ有スル。即チ経済的ニモ全ク所有者ニシテ、他ノ人ノ干渉ヲ受ケズ。

土地ノ一部分ノミノ所有ノ上ニ見ルカガ一カヲ。即チ空間ノ限ラレタル一部ノ所有ノ場合ニ、其ノ空間ノ上ニ單意空間ノミ物権ノ目的トナルカ、二カヲ。

空間ノ限ラレタル部分ハ一部ニ過ギズ。

242条ニ於テ土地ニ付キテノミ所有ス。物ノ土地ノ所有者ノ所有ニ帰スル所ノ見ルモ既ニ一ツニシテ不動産所有者ノ見ルモ理由ハ同ジ。

ハ一ツノ土地ノ一部ノミノ所有ハ他ノ定ノ物ノ部ニ過ギズ。

即チ一ツノ土地ノ一部ノミノ所有ハ定ノ物ノ一部ニ過ギズ。

(§1.242.)

即チ一ツノ土地ノ一部ノミノ所有ハ定ノ物ノ一部ニ過ギズ。

即チ一ツノ土地ノ一部ノミノ所有ハ定ノ物ノ一部ニ過ギズ。

I 物権ハ物ノ全部ノ上ニ有スルモノ。

2 物権ハ物ノ部分ノ上ニ有スルモノ。

II 即チ物ノ部分ノ上ニ有スルモノ。

他ノ例外ノ例外

物ノ部分ノ例外ナリ。

物ノ部分ノ上ニ有スル物権ハ物ノ全部ノ上ニ有スルモノ。

(1.) 占有権ハ物ノ部分ノ上ニ有スルモノ。即チ付属ニ所有ノ上ニ有ス。

(2.) 建物ノ所有権ハ他ノ部分ノ所有ニ一ツナル。

(3.) 果実ハ元物ノ分離セザル中ハ元ノ所有者ノ所有ニ一ツナル。

[illegible]ノ書類ノ一部ナリ 思フニ是等ニ見タル 元百姓ノ所有ノ一部ナリ
ナリ(313条、323条)。又(ウ)是等ノ財産ハ[illegible]ノ[illegible]相続人ノ
[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]ナリ(377条)。(エ)又相続ノ目的物ハ生前ノ土地
[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]ノ大小[illegible]アリ第一ニ
[illegible]ノ土地ノ生産物ノ第一ナルコトナリ 思フニ[illegible]
[illegible]ノ目的ノ[illegible]ノ相続人ノ[illegible]
[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]

第三章

物権の效力

物権は絶対権なり即ち凡ての人に対抗し得る権利なり故に何人も之と事を異にし義務を負ふ者なし之を保護するに足る所有権の状況を保護し情況を書くことを得るなり(709条)之は絶対権なり普通一般に之を效力を有し物権目的物以外他人の物権なりとも強力なるものは之を侵害するを得ず故に物権目的物に対する侵害は第三者に対する侵害なり故に物権の場合に於ては物権絶対的效力を有し第三者に働くを以て債権と效力を異にすること甚だ大なり今之を図示すれば物権效力は線に似たる円を以て表はすと思ふ。

(第一)但平等に数多物権と債権とが出会ひたる物権は債権に勝つ即ち一般の債権者に対しては勝つことを得るなり、換言すれば債権は他の者の負担債務に影響を蒙ぶるに過ぎず物権は他に影響を与へ何ぞの影響を蒙ぶらしめたる時は物権は目的物を所有者の所有権は之を書き入れ者と書き直すと見て可なり。普通一般の債権者は負担者に対して強力なる権利を有し負担者に対する債権額を支払ふ義務を蒙ぶらしめたる一部の制限を受け得るに過ぎず。之に反して物権者は財産権に物権の目的となりたるものが加へ他人の所有権を侵害する所有者は数人債権者が加へたる全ての之を組織し得ざる所有者は再度に加へたる時は他人物権の所有者は再度に加へたる時は他人物権者に対する所有者は財産権を侵害し債権者は相手に対する

"Nemo plus juris transfere potest quam ipse habet."

地役権物権なり。第二条ノ如キ…… 他ノ権利者ト共ニ其割ニ相応ス…… 他ノ権利者ト共ニ其割ニ相応ス…… 地役権ハ物権ナリ。…… 地役権ハ物権ナリ。…… 地役権ハ物権ナリ。

法律上の之を他人に取消し得る行為なる旨を宣言したる。
而し取消権は其効力を生ずること一定の期間内に限り、
期間経過せざる間は効力を生ずるものとす。
[illegible]
[illegible]
[illegible]

物権の效力.

(本来は債権)

物権の絶対性は他人をして其権利を侵さしめざるの義務を負ハしめ、故に若し之に違背して侵害を加へたる者あるときは、損害賠償の責任を負ハしめ、(709).

(他に反対の制度を設ケざるかぎり)

[I] 同一物に対する物権と債権とが出会ったる時は物権は債権に優る。

[II] 同一物に就き数人に債権を与へたる時は先に生じたる債権は後に生じたる債権に優る。即チ優先権アリ。

物権には效力を生ずるも債権には効力なし。

[III] 物権ソノ目的物ガ第三ノ者ノト移リタル時ハ物権ハ債権ニ優先シ新所有者ニ対シテモ其効力ヲ及ボス。即チ追及権アリ。

物権には效力を生ずるも債権には効力なし。

フレル物権ノ目的物ガ第三ノ者ノモノトナリタル時ハ物権ハ債権ニ優先シ新所有者ニ対シテモ其効力ヲ及ボス。

小松宮殿の意見(梅博士)ニテハ、

(1) 優先権ハ債権ニ優先ス故ニ効力アリ。(第三ノ I. 效力)

(2) 追及権ハ同一物ニ対シ二ツ以上ノ物権ノ間ニ効力アリ。(第三ノ II. III. ノ場合ニ効力)

ニシテ追及権ハ物権ノ効力ノ一部ナリ。

債権者ハ優先ス故ニ効力アリ。即チ第三者ニ対スル効力ヲ云フモノナリ。

即チ追求権ハ同一物ニ対シ二ツ以上ノ物権ノ間ニ効力アリ。即チ第三者ニ対スル効力ヲ云フ。これ第三者ニ対スル効力ヲ云フ。物ヲ離レテ効力ヲ及ボス(物権ヲ)ハ云フガ如キコトハ不可能ニシテ追求権ハ物ニ及ボス故ニ一ツノ物ニ対スル物権ノ内容ニシテ物ノ離レタル時ニ物ニ及ボス故ニ

第四章

物価の騰貴

凡ソ物価ハ強カニ貨幣ノ強力ニ比例シテ騰貴シ又ハ下落スルモノナレバ、貨幣ノ購買力ハ物価ニ反比例シテ騰貴シ又ハ下落スルモノナリトスルコトハ、既ニ之ヲ述ベタリ。而シテ之ヲ述ベタルトキハ、貨幣ノ騰貴ヲ云フノ意味ニ於テ、物価ノ騰貴ヲ云フコトニ於テ、物価ノ騰貴ハ、之ニ反シ、世界ノ貨幣ノ総数ニ比シテ、貨幣ノ需要ノ増加シタルトキハ、物価ハ騰貴シ、之ニ反シ、物価ハ騰貴シタルトキハ、貨幣ノ需要ハ減少シ、物価ハ騰貴シタルトキハ、貨幣ノ需要ハ増加

物批ノ分類。

[illegible] 第一ニ法律上ヨリシテ強制ニ基キ物批ヲ生ズルモノ 民法ニハ強制物批ヲ認メタリ ソノ例ヲアゲレバ[illegible]ノ評決ニ 例ヘバ他社ノ社債ハ法律ノ法則ニ因リ物批トミナサレ[illegible]ノ物批トシテ設定シテ無効ノ債批ヲ得タルトキハ[illegible]ト云フガ如シ 第二ニ法律上ヨリシテ内容ヲ有セシムルモノ 強制ニ限ラズ強制ニ限ラズ物批ヲ設定スルニ内容ヲ要スルモノ 例ヘバ永小作物批ハ20年ヲ超エ50年ヲ超ユルコトヲ得ズ ソレ以上ニテハ永小作物批ヲ設定スルコトヲ得ズ 然ルニ実際ハ[illegible]ノ場合ニアリテ異ニ 60年トスレバ 50年ニ縮ムルノ必ヲ生ズ 10年ノ差ナレドモ20年ニ比スレバ半ニ当ル 実ニ重大ナル問題ナリ 物批ノ分類ヲ述ベン。

物批ノ分類ハ昔和蘭人ノ物批ノ分類ヲ以テ説明セラレタルガ如シ 蓋シ和蘭人ハ物批ヲ分ツテ動物批ト不動物批トニ分ツ 動物批ハ人ノ物批ト人ノ物批トニ分ル 人ノ物批ハ人格ノ物批ト人格ノ物批トニ分ル 人格

物権分類ノ内容、物権支配範囲ノ根本ノ観念ハ一ニカ
ラズ。此ノ物権分類ニテ分ケタル物ニ
[I.] 一般ニ支配スル物ヲ目的トスル物権。
ニ所有権ナリ。
[II] 一部ノ支配スル物ヲ目的トスル物権。(制限物権)。
(ニ完全ナル所有権、其ノ一部ノ内容ヲ制限スルモノナリ)
ニ所有権以外ノ凡テノ物権ナリ。
(1.) 他人ノ所有物ノ上ニ有スル物権(他物権)。
ニ所有ノ権利ノ凡テノ制限物権ナリ。
イ) 用益物権 —— 物ノ使用收益ヲ目的トスル物権、地上権、永小作権、地役権、入会権。
ロ) 担保物権 —— 他人ノ債務ヲ担保ヲ目的トスル物権、留置権、先取特権、質権、抵当権。
(2) 他人ノ所有ノ物ノ上ニ有スル一ツノ権利ガ物権、ニ対スル所有権ノ上ニ有スル制限物権ナリ。
占有権ニナリ。

物権ニテ分類スルコトニ分類法ハ:
[I.] 一般ノ支配スル物ヲ目的トスル物権。(ハ一般ノ支配スル物ヲ目的トスル物権ナリ)全部ノ支配スル物ヲ目的トスル物権ニ所有権ニナリ ニ所有ハ完全ナル物権ナリ 他ノ物権ハ此ノ物権ノ制限ナリ 之ハ法律上ノ所有権ニ対シテ所有権ヲ得ルノ一部ノ内容ヲ制限スルモノナリ [II] 一部ノ支配スル物ヲ目的トスル物権ハ所有権以外ノ凡テノ物権ナリ 所有ハ完全ナル所有権ノ内容ヲ制限スルモノナリ 即チ一部ノ支配スル物ヲ目的トスル物権ナリ 故ニ之ヲ制限的物権ト称スルモノ 制限的物権ハ更ニ之ヲ二種ニ区別スルモノ [1.] 他人ノ所有物ノ上ニ有スル物権 即チ他物権ナリ ニハ有権ノ所有以外ノ凡テノ制限物権ナリ 特殊ノ性質ヲ有スル物権ナリ 特殊ノ性質ヲ有スル物権ハ 即チ188条ノ規定ヲ適用セラルルモノニシテ 今ニ一言ス 他物権ハ更ニ之ヲ区別スルモノ 用益物権ト担保物権ナリ 用益物権ハ即チ使用收益ヲ目的トスル物権ナリ 之ニ属スルモノニ地上権、永小作権、地役権及ビ入会権ノ四種ナリ。

[illegible]

[illegible]

[illegible]

第三章 物批の表

第一節 緒論

第二節 第三和討抗の要件

第一款 緒論 (177, 178)

第二款 種族上の物批 (177)

第三款 動産上の物批 (178)

第三節 物批の情況 (絶対的情況)

意思表示の力 物批の書動の原因と作用の二説

(1.) 債権主義

債権主義ハ発生ノ目的ニ関スル契約ト共ニ動シテ直接ニ物批ノ得喪ヲ来スベキ契約ノ一ヲ謂フ 債権契約ハ法律ノ力ニヨリテ物権ノ設定移転(書動)ヲ来スモノニ過ギザルナリ

(右国家ハ債権契約ノ効力ヲ認メザルモノ
物権ノ得喪ニ登記ヲ要スルモノ
学者ノ一部ハ債権ノ効力ヲ認メ
物権ノ得喪ニ登記ヲ要スルモノ)

(2.) 物権主義

債権主義ト物権主義トノ区別ハ物批ノ得喪ニ基ク原因ニ債権契約ノ存在ヲ必要トスルヤ否ヤニ基ク

第二ニ法律ノ規定ニ依リ当然ニ物批ノ得喪ヲ来スヤ

(右国家ハ債権契約ノ効力ヲ認メザルモノ
特別ノ方式ノ登記ヲ要スルモノ
学者ノ一部ハ債権ノ効力ヲ認メ
特別ノ方式ノ登記ヲ要スルモノ)

第三節 物批ノ得喪

1. 債権主義

第三章

物批ノ得喪

第一節 緒論

凡ソ物批ノ得喪ニ一事実ヲ来ス一種ニ分ツ 第一ハ当事者ノ意思ニ基クナリ 物批ハ人ニ属スルモノ 人ノ空間ニ於テ最モ顕著ナル 且ツ意思ハ人ノ内心ニ存スルモノ 之ヲ外ニ表示シ 意思表示ノ力ヲ物権書動ヲ来ス主因ニ関スル 第二ハ意思ニ基カズ 法律ノ規定ニ依リ当然ニ物批ノ得喪ヲ来スモノ 是ハ意思表示ノ力ヲ物権書動ヲ来ス主因ニ関スル

【第一節】 債権主義ハ発生ノ目的ニ関スル契約ト共ニ動シテ直接ニ物批ノ得喪ヲ来スベキ契約ノ一ヲ謂フ 債権契約ハ法律ノ力ニヨリテ物批ノ設定移転ヲ来スモノニ過ギズ 而シテ之ニ特定物権変更ヲ目的トスル債権ヲ生ズ 債権主義ハ発生ノ目的ニ関スル契約ト共ニ動シテ直接ニ物批ノ得喪ヲ来スベキ契約ノ一ヲ謂フ 債権契約ハ法律ノ力ニヨリテ物批ノ設定移転ヲ来スモノニ過ギザルナリ 而シテ債権主義ハ債権ノ効力ヲ認メザルモノ 物批ノ得喪ニ登記ヲ要スルモノ 学者ノ一部ハ債権ノ効力ヲ認メ 物批ノ得喪ニ登記ヲ要スルモノ 第二ハ法律ノ規定ニ依リ当然ニ物批ノ得喪ヲ来スヤ 第三ハ物批ノ書動ハ物権ニ債権契約ノ効力ヲ認メザルモノ 物批ノ書動ハ物権ニ債権契約ノ効力ヲ認メ

2. 相法と義.

性に過ぎて実行力を伴はず、実践と合致しないから 又物相学的な知識
とする故に、観相学は知識と切離して考へること――観相学的に定命論者
である――観相学は無力である 物相、相学的 などで 又この方面から深究
するならば誤に無因力なるべし。

【第二の原理】 観相学は、物相学を以て確実なりとして、物相の法則を信奉する。リ
因して、観相学は信ずる場合を多くしたれ これに合致せざるもの、知ること、信ずる
ばあるべき場合 起りて 知る物相学はたゞ一つと雖とも、之に対する敵対力即ち
の物相学は、数多にして 所有性の種類多く 物相と故障とを生ずるが故に
の故障 絶対的なり 即ち物相の性質上の 原因 に、特殊 に 特殊 に
よりて 如何なる者なるか 切に 物相学は 一定の 要式 と 一定の 形式 なり
なり。又 観相学は 人生 を 異種 に 分類 して 例 e に 例 e に 例 e に 場合 を
設けて 定命 を 禁じ 故に 苟くも 物相 の 種類 に 合致 せざる 以上 に 例 e の
相 に 観相学 は 効 なし 故 に 物相 学 は 要式 即 ち 方式 と 必要 に 観相学 は 一定
の 要式 に 不 起 こ ち 要式 動 を 不 に 引 に 一 の 物相
に 自 然 の 物 で 自 の 物相学 の 色 を 生 で 自 然 と 知 る 物 学 の
で 此 に つ で 又 の 要 に 因 な 即 ち 観相学 は 自 然 を 観 の
学 の 原 に 基 す 自 の 形 に 自 の 書 に 原 書 に RR に 生 な に 物
に 関係 上 の 二 に 絶 な 物 に 物 物 性 に 観 と 自 関 上 の 二 に 観相
学 に 原 に 自 を 警 知 ら で に 生 な 出 ず に な 。 か に 知 こ と 物 相 の 要
素 に の 二 大 性 な り 之 の 物 に 例 に 知 に 知 に に な る の 自 然 の 自 に 関 に 関
に な り 故 に 物 原 に 学 に 説 に に 者 な り 是 の 右 に 物 に 中 例 に 物 に 知
に 学 に 説 に に 者 な り 要 な り 是 に 自 関 に 書 に 原 に に に 例 で

§176.

物理的空間と物理的、あるいは意思表示とは、ここでは基本的なもの。

仏法論理（表現、引法の必要性がここでは示す）

主観と物理的、身体的に表現される表情、表情は思考を表現する。
決して一見、仏教哲学的な表現であるが、
仏教的表現が果たして表現者本人の意志
が表現されているかどうか。
この点、仏法を学び、聞いて分かり
宗教的表現、仏法論理、

主方 note.

1. 意思主義（品口、仏教）　仏の留学、後期ウィトゲンシュタイン
2. 形式主義（牧法、RR）

仏教、旧説、法華経、仏教、「意思」、仏主義「上」、RR、
しかし、仏主義「上」、
意思、表現、意思、
意思、表現、意思、
意思、表現、意思

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

第二節

相殺計算ノ要件

物権ノ性質ヲ有スル債権ノ消滅ニ付テハ別ニ一節ヲ設ケテ之ヲ論ズルカ如キモノアルモ、之ハ債権ノ一大制限ナリ、之ハ債権ノ譲渡ヲ禁ズルカ如キ一大制限ナリ、又債権ノ譲渡ヲ禁ズルカ如キ制限ハ多クハ一方ニテ、ソノ理由ハ、若シ債権ノ保証ヲ与ヘシムルコトヲ目的トスルモノナルトキハ、第三者ノ負担ニ帰スル恐アルニ強ヒラレテコソ、之ヲ特ニ制限スルモノナレ、譲渡禁止ノ如キ制限ヲ加ヘタルモノナリトセバ、何ノ為ニ之ヲ制限スルカ、其理由ヲ知レズ、思フニソノ目的ハ、強制執行ニ於カレテ、ソノ目的ヲ達スルコトガ、ムツカシイカラ、ソノ目的ヲ定メテ、ソノ目的ヲ達スルコトガ、ムツカシイカラデアル、コレラノ物権ノ特質ヲカカ相殺計算ニハ、一定ノ公示方法ヲ要スルコトヲ要スルコトヲ備ヘタル物権ハ、之ヲ相殺ノ目的ニスルコトヲ得ズ、アタカモ同一物ニ対スル前後ノ賃貸ヲ要スルコトヲ物権ノ目的トスル者ニハ、之ヲ以テ一体ノ要件ヲ備ヘタル者ガ、実際相殺ノ目的ニ成ルガ、ソノ要件如何トイフニ、物権ノ目的物ガ不動産ナルカ動産ナルカトイフコトヲ要シ、他ノ何レノ場合ニモ共通ノ規則アリ、故ニ之ノ便宜上、説ヲ立ツルコトヲ不動産ト物権ト動産ト物権ニ共通ノ規則、ナドソノ各ニ特別ノ規則ガ定メラレタルコト、

第一款　通則

民法178条ニハ、「不動産ニ関スル物権ノ変動ハ、其登記ヲ為サザレバ、之ヲ第三者ニ対抗スルコトヲ得ズ」ト、179条ニハ、「動産ニ関スル物権ノ譲渡ハ、ソノ動産ノ引渡ヲ為サザレバ、之ヲ第三者ニ対抗スルコトヲ得ズ」トアリ、

コノ規定ハ、前ノ規定ガ、実際ニ於テ、類似ニ出ヅルモノニ、注意ヲ喚起スル

第三者ト対抗シ得ルト云フノハ、要ニ、一般ニ第三者ナリ、一般ニ第三者ノ保護ニ、コレガ、物権ノ特質ヲ、第三者ニ対抗シ得ルト云フノハ、要ニ

ノ不動産ニアリテハ登記申請ノ方法ニ関シテハ之ニ関スル事件ノ所在ガ管轄
ノ裁判所ノ管内ニアル場合ニ限リ其ノ裁判ニ基キテ登記ヲ為スコトヲ得ル旨ヲ例ヘトリテ云フ。甲ガ乙ニアル地所ヲ売渡シ之ニ登記ヲ為シ
又ハ地所ヲ返ス売買ヲ取消シ甲ニ対シ之ニ登記ヲナセリ前回ニ述ベタル
如ク第176条ノ規定ニ於テハ乙ハ第三者トナラズ甲ハ他人ノ物
ヲ乙ニ売リタルナリ故ニ規定ニテハ之ニ登記ヲ為シ所有権移転ノ効果ヲ生ゼ
ザルモノトシタリ然ルニ甲ヨリ乙ニ登記ヲ為シ居ル間ニ丙ガ之ニ対シ所有
ノ訴ヲ起シタル故ニ乙ハ丙ニ対シテ所有権ヲ主張シテ訴ヲ提起シタリ
ト云フ訴ニ於テ乙ガ勝訴ノ判決ヲ得タルトキハ甲ハ乙ニ対シテ売買ノ取消
又ハ解除ノ登記ヲ為シ所有権ヲ乙ニ移シ得ルモノトス。カク云フ
ニ付テハ規定ノ文字ノ上ニ基キ直ニ之ヲ適用スルニ何ノ困難ヲモ生ズ
ルコトナシトスル説ニ対シ反対ノ説ヲ唱ヘテ曰ク此ノ問題ハ如何ニ
解決スベキカ一ノ点ヲ生ズルガ故ニ、之ニ就キ大体ノ理由ヲ述ベテ
説明セントス。

I. 相続財産ニ対スル如何ナル行為ヲ云フカ

I. 相続財産ニ対スル如何ナル行為ヲ云フカ、(1)相続財産ニ対シ
テハ之ヲ処分シ又ハ其ノ権利ヲ放棄スルコトハ一応疑ヲ容レザルモ
ノニシテ、之ニ反シ之ヲ生ゼシメ又ハ変更スル行為ニ対シテハ
種々ノ説アリ。相続ニ関シテハ相続人ノ意思ニ基クモノトシテ
之ヲ認ムベキモノナリトスル説アリ。然レドモ相続ハ法律ノ規定ニ
基クモノニシテ相続人ノ意思ニ基クモノニアラズ。故ニ相続ニ
ヨリ生ズル権利ハ相続人ノ意思ニ関ハラズ当然ニ生ズルモノナリ
ト云フ。然ラバ相続ニ対シ之ヲ放棄シ得ルヤ否ヤハ如何ニ解スベキカ
ト云フニ相続財産ニ対スル権利ハ財産ノ一部ニシテ財産ハ債権
ト債務トニ分ツコトヲ得ルモノナリ債権ハ之ヲ放棄シ得ルモ債務
ハ之ヲ放棄シ得ザルコトヲ通例トスルモノニシテ相続ニ関シテモ
亦之ニ準ズルモノトスベシ。(2)相続財産ニ対スル行為ニ対シテハ
相続財産ニ対スル行為ヲ解スルガ如クニシテ例ヘバ云フヲ待タズ甲ガ乙ニアル地

所有権取得ノ効果ヲ生ズルモノトシ土地ノ上地上権ノ設定ヲ目的トスル契約ニ登記ヲ為シタル場合ニ於テハ其ノ所有者ハ

旧刑、393、

他人ノ動産、不動産ヲ賃借シテ其賃貸人ニ対シ、抵当権ヲ有スル者ハ、詐偽取財ヲ以テ論ズ、

自己ノ不動産ト雖モ既ニ抵当権ヲ有スルヲ欺隠シテ他人ニ賃借シ以テ抵当権ヲ有スル者亦同ジ、

83

カラズ、之ヲ解シ易カラン、先ニ所有ノ登記ヲ為サリシニ因ル抵当権ハ有効ニアラズトスル結果ニナリ、其所ヲ抵当権ハ有効ニアラズトスル結果ニナリ、他人ノ所有物ヲ処分シタルモ其ノ正ニ己ノ所有物ヲ処分シタルカ如クナルコトヲ要シ、抵当権ハ有効ニアラズトスル結果ニナリ、他ノ物ニ一大不法ヲ為サシタルカナリ、故ニ思フニ其ノ抵当権設定ノ効力ヲ見ルガ為ニ一条ノ規定ヲ置ク必要アリト思フ、然ルニ之ヲ設ケザリシハ、立法者ノ意思ニアラズトスルモノナリ、竟ニ民法ニ明文ヲ欠ルガ為ニ刑法ニ明文ヲ設ケタルモノトスルモノナリ、旧刑法ノ下ニ於テハ、第393条ニ此文アリ（各説者ハ思ヒ切リ無キモノト疑ヒタリ）然刑法ニ此条文ガ削ラレタル理由ハ、之ハ無用ト思ハレタルカ、抵当権ニ関スル民法ノ規定ヲ以テ足ルモノト思フ、旧刑法ニ此条ノ設ケアリシコトハ、寧ロ有益ナリシト思フ、只不幾分冗長ニシテ、不必要ノ感アリシ、

II. 抵当権トガ物カ、

[illegible]

II. 抵当権ハ如何ナル人ヲ云フカ、民法ニ如何ナル抵当権ヲ云フカ、ト云フ問題ニ対シ、抵当権ヲ設ケタル者ト解スル説アリ、抵当権ヲ設ケタル者ハ、抵当権ヲ設ケタル人ヲ云フカ、抵当権ヲ設ケタル者ハ、其ノ抵当権ヲ登記シタル者ヲ云フカ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

III. 登記ニ引渡ノ効力ニ基ク物権変動ノ場合

ノ他慣行ニ従ヒ詳細ニ亦ハ簡略ニ一定ノ文書ヲ作リ更ニ数人ノ者ニ
対シテ其ノ文書ニ署名シタルガ故ニ其ノ所有ノ意思ヲ有シタルガ故ニ
ガ疑ハシイトカ或ハ之ヲ信ズルガ故ニ信ズルトカ言フノデアル　ソレデ明カニ
明瞭ナコトハ之ハ著者ノ詳細ニ作ッテ署名シタガ其ノ文書ニ
対シテ特別ノ効力ヲ与ヘラレタルガ故ニ其ノ文書ニ署名シタ者ハ
一定ノ義務ヲ担ッテ居ルカラ其ノ人ハ所有ノ意思ヲ有シタルガ故ニ
ガ疑ハシイトカ或ハ

法の所有権ノ取得ノ方法ヲ知ル（192条）而シテ此ノ取得ノ方法ハ198条ニ於テ引渡ノ完結ナリ。

登記手続ニ関スル規定ハ、博士ノ登記法ノ博士ノ草案ニ対スル修正ノ問題ニ起ル。登記法ノ修正ノ主ナル目的ニ於テ第一ニ登記ノ一般正ナルモノトシテ見ルベキコトニ不完全ナル登記ノ一般ノ効能ヲ明瞭ニ示スコトデ。

第二款　不動産ニ関スル物権

A. 177条ニ不動産ニ関スル一物権ノ得喪変更ノ登記ハ、登記ヲシテその効力ヲ有シ、ソノ登記ヲシテ三ツノ性質ヲ有シテアル。

先ヅ登記ヲ要スル物権ハ不動産ニ関スル物権ハ、次ニ登記ヲ要スル物ノ物権ノ得喪変更ハ、ソノ登記ヲシテ第三ニ登記ノ効力ハ、ソノ登記ヲシテ第三ニ物権ノ得喪変更

民.605.

不動産ノ賃貸借ハ之ヲ登記シタル時ハ爾後ノ不動産ニ付キ物権ヲ取得シタル者ニ対シテモ若效力ヲ生ズ.

II. 登記スベキ物権

形式ノ要件トシテ基礎ヲ基本ト為ツテ之ヲ其内容ノ要件ヲ生ズ 地上権又ハ永小作権ノ存続期間ヲ伸縮シ[2]抵当権又ハ根抵当権ニ付キ担保セラレタル債権ノ範囲又ハ極度額ノ変更ヲ来ス如キ

(2.) 次ニ登記ニ付ス物件ノ物件ナルガ一ツカ

此物件ニモ亦例外アリ 即チ一旦ハ不動産ニ関スル物件ニシテ登記セラレタルモノ之ヲ他ノ非ザル物件ニ変ジタル時ハ登記ヲ要セザル物件アリ.

先ヅ第一ノ場合トシテハ占有権, 留置権, 入会権ナリ 之ハ自然不動産ニ関スル物件ニ属スルモノナルガ登記ヲ必要トセズ 但解除ノ効力ニ関シテハ登記ヲ要スル如キ登記スベキ物件ニ変ジタル時ハ登記スベキ物件ニ属シ 占有権ハ留置権ハ代ツテ占有ノ効力ヲ失ヒタル時ハ 又入会権ハ他人ノ所有ニ帰シタル時ハ 之ヲ登記スベキ物件ニ変ジタル 右ニ掲ゲタル各場合ハ例ヘバ 公示ノ必要トセズ. 入会権ニ付キ 他人ノ所有ニ帰シタル場合ニ於テハ公示ノ必要アリ.

次ニ賃借権ハ債権ナレドモ不動産ニ関スルモノニ対シ登記シタル時ハ物権ノ性質ヲ生ズルモノトシ (605条), 如何ニ登記ヲ為シタル者ニ対シテモ効力アリ. 右ノ如クニツノ物件ハ如何ニモ一大例外ナレドモ物件ノ所有ニ関スル地上権ハ土地ノ賃借権ハ之ニ関シ登記ニ対抗力ヲ与ヘタルモノトス (建物保護ニ関スル法律第1条). 但シ地震災害ノ緩和ヲ防ク目的出ツル如キ特別ノ場合ハ別ナリ.

[II] 登記スベキ物件.

登記スベキ物件ハ物件ノ有効ニ成立スル要件ナリ. 登記ハ第一条ニ一番詳細ニ方ヲ示シタルモノ 先ヅ第一ニ物件ノ法定, 存在, 特定, 変更, 処分, 消滅ノ各階段ニ於ケル目的ト成ルベシ. 之ガ一番ヲ完全ニ保ツ一点ニ在リ 又右ニモ述ベタル登記スベキ物件ニ先ヅ第一ニ挙ゲタル 物権ニ対シテハ何ノ制限ヲ設ケタルモノ 換言シ物件構成要件ニ関スル物権ノ範囲ヲ定メ又ハ其ノ登記ヲ必ズ要スル物件ニ関シテハ 決シテ部分的ニ成立スル

不動産上の物權

[I] 登記スベキ物權ハ不動産ニ關スル物權ナリトス。

(1.) 先ツ自然物ガ不動産ナルコトハ一般ニ認ムル所ナリトス。

例外

イ) 分離前ノ動産ナレドモ獨立物、地場物ノ登記ヲ認ム(後)。

ロ) 土地ノ定着物ハ特ニ不動産トシテ見ルモノ多シ。

ハ) 樹木ハ土地ノ一部ナリトスルモ、ここニ例外アリ 連物、立木是ナリ。

(2.) 登記スベキ權利ノ物權ナルコトハ一般ニ認ムル所ナリトス。

例外

イ) 不動産ニ關スル物權ニシテ登記ヲ要スルモノガ二アリ

即チ 占有權、留置權、入會權ナリ(但シ慣行ニ依ル權利ニシテ慣行ニ基クモノ)。占有權、留置權、入會權ハ登記ヲ要セズ。

ロ) 物權ニアラザルモ亦登記ヲ要スルモノアリ

即チ 賃借權、使用權ハ不動産ノ賃借ニ關スル場合ハ登記ニ對抗力ヲ生ズ(第1.)

ハ) 違法ノ行爲ノ結果ニシテ他人ノ土地ニ建物ヲ築ク場合ニハ登記ヲ要スルモノアリ

即チ 建物ノ保存登記ヲ場合ニハ登記ナキトキハ第三者ニ對抗シ得ザル。

[II] 登記スベキ事項

ニ物權ノ要素ハ要素ニ分ル(1ノ)。得喪スベキ事項、變更、消滅、物權ノ要素、効力、制限、及ビ順位ナリ(第1.) 對抗力ハ要素ニ

ニ制限ノ効力ハ要ニシテ之ニ制限ヲ加フルナリ 然ルトキハ 其効力ヲ生ズ 一部ノ効力ヲ生ズ 一部ノ効力ヲ生ズ 一部ノ効力ヲ生ズ 上ニ述ベタ人ハ其權利ヲ他人ニ移ス ナリ 例ヘバ 抵當權ノ設定ノ如キ要ニシテ

物權ノ要素ハ要ニシテ得喪、變更、消滅、物權ノ要素ハ要ニシテ得喪、變更、消滅ナリ

場合ニハ登記ヲ要ニ從ヒテ ニハ177条ノ適用アリ 即チ 第三者ノ場合ニ 一旦既ニ生ジタル權利ヲ第三者ニ對抗シ得ザルコトヲ云フ 然ルニ大審院ノ判例ハ 第三者ノ意義ヲ廣クシテ 場合限ニテハ 177条ニ176条ノ適用ヲ認メタルモノニシテ 即チ 第三者ノ意義ハ 前述ノ如キ 第三者ニ對抗シ得ザル場合ニ

第二款　動產上の權利

動產に關する一般原則は既に述べたる所に於て明かなるが如く、動產の所有權は、其の性質上、物の現實の支配に基づくものなるを以て、動產の所有權の得喪は、原則として、其の物の引渡を要件とす。民法第一七八條は、「動產の讓渡は、其の引渡を爲すに非ざれば、第三者に對抗することを得ず」と規定せり。

動產の讓渡は、其の物の現實の支配の移轉を以て、其の權利の得喪の要件とするが故に、動產の讓渡人が、其の物を目的として、他人のために、賃貸借、使用貸借、寄託、質權、留置權、又は、其の他の權利を設定したる場合に於ては、其の物の現實の支配は、讓渡人の手に殘存するが故に、其の權利の得喪は、第一七八條の適用を受けざるものとす。

動產の讓渡人が、其の物を、他人のために、賃貸借、使用貸借、寄託、質權、留置權、又は、其の他の權利を設定したる場合に於ては、其の物の現實の支配は、讓渡人の手に殘存するが故に、其の權利の得喪は、第一七八條の適用を受けざるものとす。

動產の讓渡人が、其の物を、他人のために、賃貸借、使用貸借、寄託、質權、留置權、又は、其の他の權利を設定したる場合に於ては、其の物の現實の支配は、讓渡人の手に殘存するが故に、其の權利の得喪は、第一七八條の適用を受けざるものとす。

動產の讓渡人が、其の物を、他人のために、賃貸借、使用貸借、寄託、質權、留置權、又は、其の他の權利を設定したる場合に於ては、其の物の現實の支配は、讓渡人の手に殘存するが故に、其の權利の得喪は、第一七八條の適用を受けざるものとす。

動產の讓渡人が、其の物を、他人のために、賃貸借、使用貸借、寄託、質權、留置權、又は、其の他の權利を設定したる場合に於ては、其の物の現實の支配は、讓渡人の手に殘存するが故に、其の權利の得喪は、第一七八條の適用を受けざるものとす。

動產の讓渡人が、其の物を、他人のために、賃貸借、使用貸借、寄託、質權、留置權、又は、其の他の權利を設定したる場合に於ては、其の物の現實の支配は、讓渡人の手に殘存するが故に、其の權利の得喪は、第一七八條の適用を受けざるものとす。

動產の讓渡人が、其の物を、他人のために、賃貸借、使用貸借、寄託、質權、留置權、又は、其の他の權利を設定したる場合に於ては、其の物の現實の支配は、讓渡人の手に殘存するが故に、其の權利の得喪は、第一七八條の適用を受けざるものとす。

動產の讓渡人が、其の物を、他人のために、賃貸借、使用貸借、寄託、質權、留置權、又は、其の他の權利を設定したる場合に於ては、其の物の現實の支配は、讓渡人の手に殘存するが故に、其の權利の得喪は、第一七八條の適用を受けざるものとす。

動產の讓渡人が、其の物を、他人のために、賃貸借、使用貸借、寄託、質權、留置權、又は、其の他の權利を設定したる場合に於ては、其の物の現實の支配は、讓渡人の手に殘存するが故に、其の權利の得喪は、第一七八條の適用を受けざるものとす。

動產の讓渡人が、其の物を、他人のために、賃貸借、使用貸借、寄託、質權、留置權、又は、其の他の權利を設定したる場合に於ては、其の物の現實の支配は、讓渡人の手に殘存するが故に、其の權利の得喪は、第一七八條の適用を受けざるものとす。

動產の讓渡人が、其の物を、他人のために、賃貸借、使用貸借、寄託、質權、留置權、又は、其の他の權利を設定したる場合に於ては、其の物の現實の支配は、讓渡人の手に殘存するが故に、其の權利の得喪は、第一七八條の適用を受けざるものとす。

動產の讓渡人が、其の物を、他人のために、賃貸借、使用貸借、寄託、質權、留置權、又は、其の他の權利を設定したる場合に於ては、其の物の現實の支配は、讓渡人の手に殘存するが故に、其の權利の得喪は、第一七八條の適用を受けざるものとす。

動產の讓渡人が、其の物を、他人のために、賃貸借、使用貸借、寄託、質權、留置權、又は、其の他の權利を設定したる場合に於ては、其の物の現實の支配は、讓渡人の手に殘存するが故に、其の權利の得喪は、第一七八條の適用を受けざるものとす。

動產の讓渡人が、其の物を、他人のために、賃貸借、使用貸借、寄託、質權、留置權、又は、其の他の權利を設定したる場合に於ては、其の物の現實の支配は、讓渡人の手に殘存するが故に、其の權利の得喪は、第一七八條の適用を受けざるものとす。

動產の讓渡人が、其の物を、他人のために、賃貸借、使用貸借、寄託、質權、留置權、又は、其の他の權利を設定したる場合に於ては、其の物の現實の支配は、讓渡人の手に殘存するが故に、其の權利の得喪は、第一七八條の適用を受けざるものとす。

動產の讓渡人が、其の物を、他人のために、賃貸借、使用貸借、寄託、質權、留置權、又は、其の他の權利を設定したる場合に於ては、其の物の現實の支配は、讓渡人の手に殘存するが故に、其の權利の得喪は、第一七八條の適用を受けざるものとす。

の決定の場合ならこの法の所にのみ決定ゴシ(182 II 以下)。

第三節
物權ノ消滅

但然ニその物權ノ消滅ハ物權ガ絶對的ニ存立セザルニ至ルコトヲ云フ所ノ乙ニ移ル場合ハ甲ニトリテノ消滅ノミルヲ云ヒ乙ニ於ル絶對的消滅ナリ此別ヲ明ニスルニ過ギズ但シ物ハ他ノ人ニテ存立スル場合ハ前二節ニ於テ詳述シタル事ニシテ更ニ再説ヲ要セズ、物權消滅ノ原因ニ種々アリ即チ之ハ其法律範圍ノ事ニシテ別ニ示ス要ナシ之ハ物權ノ相對的消滅ハ一般的ニ之ヲ云フモナリ之ハ範圍ヲ異ニスルモノナリ即チ相對的消滅ト絶對的消滅ノ原因ニ異ナリ且ツ異アリ、即チ相對的消滅ハ、物權ノ相兼ル混同、ナル故ナリ、ナル故ニ物權ニ限ラズ一般ノ消滅ノ原因トシテ挙ゲラルル所ナリ故ニ之ニハ他ノ章ニテ特別ニ述ベントス、

第此消滅ノ一般的原因

[1] 目的物ノ滅失

目的物ノ滅失トハ物權ノ消滅ニ原因スル所ノ目的物ノ物ノ滅失ヲ云フトハ此ノ事ハ既ニ學者ノ多ク今日マデ考ヘタル所ノ定ムルモノト思フ凡ソ消滅ニ於テハ一ツノ物ト云ヒ一ツノ實質形狀ヲ具ヘタル物ヲ云フ故ニ法律ノ目的ノ上ニハ一ツノ實質形狀ヲ具ヘタル物ヲ云フ故ニ法律ノ目的ノ上ニハ何レカニ書類ヲ生ジタル時ハ最早ヤ以前ノ存在セザルトキハ即チ之ハ二ツノ物ニ分ル場合ニ於テモ物性ヲ失ヒ消滅ヲ生ジタ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

398.

地上権又ハ永小作権ノ目的タル土地ノ所有者ハ地上権、永小作権ノ消滅ニ因リテ之ヲ以テ其目的タル土地ニ付テ生シタル債権ノ弁済ヲ担保スル為ノミ其土地ニ留置権ヲ有ス

ナル限リハ其ノ財産権ハ、他ノ者ニ対シテハ勿論ナリ、地主ニ対シテモ、債務ノ完全ナル弁済ニ至ルマデ、其ノ土地ニ対シ留置権ヲ行使シ得ルモノトス（519）。故ニ特別ノ法律ノ例外トシテ認メラレタル場合ニ非ザレバ、留置権ニ基ク競売ヲ為シ得ルコトナシ。而シテ留置権ニ基ク競売ハ、留置権ノ目的タル物ノ価額ニ比シ、著シク多額ナル債務ヲ担保スルコトヲ得ザルモノトス。

[III] 選択

選択ノ債権ハ、両立シ難キ二ツノ給付ガ目的ニ属シタルモノ。例ヘバ、A氏ハ、B氏ニ対シ、自己ノ所有ニ属スル甲乙ノ二ツノ物ノ内、何レカ一ツヲ与ヘルコトヲ約シタルガ如キ。選択ノ権利ハ、債務者ニ属スルモノトス。但シ、債権者ニ属スル旨ノ特約ヲ為シタル場合ニ於テハ、其ノ特約ニ従フ。選択ノ権利ハ、相手方ニ対スル意思表示ニ因リテ、之ヲ行フ。選択ノ権利ハ、債権ノ成立ノ時ニ遡リテ、其効力ヲ生ズ。（199参照）

但シ、第三者ノ権利ヲ害スルコトヲ得ズ。

(イ) 債務者ニ属スル選択ノ権利ハ、期限ノ到来ノ時ニ於テ、其ノ履行ヲ為シ得ル給付ノ内、最モ重キ義務ヲ負フモノニ帰ス。

(ロ) 債権者ニ属スル選択ノ権利ハ、期限ノ到来ノ時ニ於テ、履行ヲ為シ得ル給付ノ内、最モ軽キ義務ヲ負フモノニ帰ス。